

第4次 笠間市地域福祉活動計画

社会福祉法人 笠間市社会福祉協議会

令和6年度～令和9年度

誰もが安心して暮らせる 地域社会



近年、少子高齢化や地域のつながりの希薄化が進み、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、社会的な孤立を背景とした生活困窮や虐待、ヤングケアラーなど、住民が抱える福祉ニーズは複雑化・多様化しています。加えて、毎年のように発生する災害や感染症への備えなども、地域を取り巻く大きな課題の一つとなっています。

このような状況のなか、国においては、人々が生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で安全に安心して暮らし続けることができるよう、地域住民が支えあい、暮らしと生きがいをともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しており、一人ひとりの生活課題を主眼に置いた包括的な支援体制の整備を進めています。

この方向性は、長年、地域福祉を推進してきた社会福祉協議会の活動の延長線上にあると認識しており、笠間市社会福祉協議会では、これまでの地域福祉活動を発展・推進し、「誰もが安心して暮らせる地域社会」づくりを踏襲して進めるため、笠間市が新たに策定した「笠間市第4次地域福祉計画」と歩調を合わせ、前計画である「第3次笠間市地域福祉活動計画」を一年前倒しして「第4次笠間市地域福祉活動計画」を策定し、より一層地域福祉を推進することといたしました。

本計画を着実に進めるためには、地域社会を構成する住民の皆様一人ひとりの主体的な参画と関係機関相互の有機的な連携による支援が不可欠です。今後とも住民の皆様や関係機関・団体の皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見をいただきました計画策定委員並びに関係各位に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

社会福祉法人笠間市社会福祉協議会
会長 鷹松 丈人

目次

第1章 地域福祉活動計画の策定にあたって	・・・1		
第1節 計画策定の趣旨	・・・2		
第2節 地域福祉の考え方	・・・3		
第3節 計画の位置づけ	・・・4		
第4節 SDGsの理念を踏まえた計画の推進	・・・5		
第5節 計画の期間	・・・6		
第6節 計画の策定体制	・・・6		
第2章 地域福祉に関する現状と課題	・・・7		
(1) 地域交流機会の減少への対策	・・・8		
(2) 地域活動やボランティア等の担い手の確保	・・・8		
(3) 地域で支えあう子育て支援の充実	・・・9		
(4) 複雑化する相談への対応	・・・9		
(5) デジタル化への対応	・・・10		
(6) 災害への対応	・・・10		
第3章 計画の内容	・・・11		
第1節 基本理念	・・・12		
第2節 基本目標	・・・13		
第3節 計画の体系	・・・14		
第4節 基本方針と各施策・事業	・・・15		
第4章 計画の取り組み	・・・19		
基本目標1 支えあう輪づくり	・・・20		
～みんなで支えあう地域共生社会の推進～			
基本方針1 地域コミュニティの基盤づくり	・・・20		
基本方針2 社会参加と地域で支えあう体制づくり	・・・21		
基本方針3 福祉団体の育成と支援	・・・23		
基本目標2 ふれあう人づくり	・・・24		
～ふれあいと心を育むボランティア活動の推進～			
基本方針1 地域共生社会の実現に向けた人材育成	・・・24		
基本方針2 子どもたちの福祉の芽を育てる	・・・26		
基本方針3 見守りとこころのふれあい	・・・27		
基本目標3 安心する地域づくり	・・・28		
～すべての人が安心して暮らしていける支援の充実～			
基本方針1 地域で安心して暮らすための相談支援の充実	・・・28		
基本方針2 福祉サービスの充実と自立支援	・・・32		
基本目標4 安定した基盤づくり	・・・34		
～社協組織体制の強化～			
基本方針1 自主財源等の確保	・・・34		
基本方針2 組織体制の強化	・・・37		
基本方針3 必要な情報が届く仕組みづくり	・・・39		
第5章 事業概要	・・・40		
第6章 計画の推進	・・・46		
(1) 住民・福祉関係団体・行政との連携強化	・・・47		
(2) 新たな団体や企業との連携強化	・・・47		
(3) 活動の推進と見直し	・・・48		
資料編	・・・49		
1. 社会福祉法人笠間市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定規程	・・・50		
2. 社会福祉法人笠間市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	・・・51		
3. 第4次笠間市地域福祉活動計画策定委員会名簿及びワーキングチーム員名簿	・・・52		
4. 策定の経過	・・・54		
5. 市の各種アンケート調査結果の分析	・・・55		
6. 用語解説	・・・73		



第1章

地域福祉活動計画の 策定にあたって



第1節 計画策定の趣旨

近年、人口減少や急激な少子高齢化、家族形態や社会構造の変化、個人のライフスタイルの多様化等を背景として、家庭や地域においてお互いが支えあう機能が低下し、地域を支える担い手の確保が困難になっています。

また、ダブルケアや8050問題、ヤングケアラー等の複合的な課題が顕在化し、個人や世帯が抱えるさまざまな問題が表面化しています。さらに、新型コロナウイルス感染症により外出や地域での活動が制限され、社会的な孤立が高まるなど、住民の生活に大きな影響を及ぼしました。

このような複合化・複雑化する福祉ニーズに対応するためには、行政・地域住民・関係機関等の協働による包括的な支援体制の整備を図り、地域をともにつukっていく「地域共生社会」の実現が求められます。

笠間市（以下「市」という。）において笠間市第4次地域福祉計画（令和5年度～9年度）が策定されたことを踏まえ、笠間市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）においても現計画を1年前倒しのうえ、市の計画に合わせ、第4次笠間市地域福祉活動計画（令和6年度～9年度）を策定し、誰もが安心して暮らせる地域社会を目指します。

第2節 地域福祉の考え方

地域福祉とは、子どもから高齢者まですべての住民が住み慣れた地域で、心豊かに安心して暮らせるよう、地域住民や関係機関がお互いに協力して、地域社会の課題解決に取り組む考え方です。

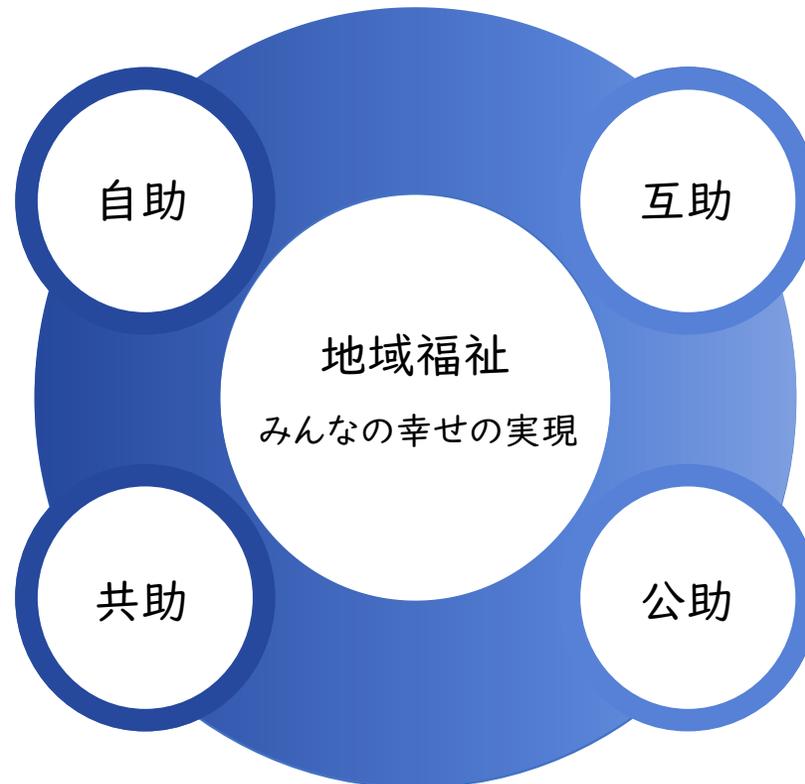
さまざまな生活課題について住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の助けあい（互助）、制度化された支えあいの仕組み（共助）、公的な福祉サービス（公助）の連携によって解決していくことが必要です。

住民一人ひとりが、自らの主体的な取り組みで地域生活課題を解決することを「自助」といいます。

～住民自身の努力や家族での支えあいなど～

制度化された相互扶助のことを「共助」といいます。

～介護保険などの社会保険制度やサービスなど～



隣近所の住民同士や友人、知人との助けあいや、自治会や民生委員・児童委員、ボランティア、支部社協などの地域で活動する団体の支えにより生活課題を解決することを「互助」といいます。

～ボランティア活動や住民組織の活動など～

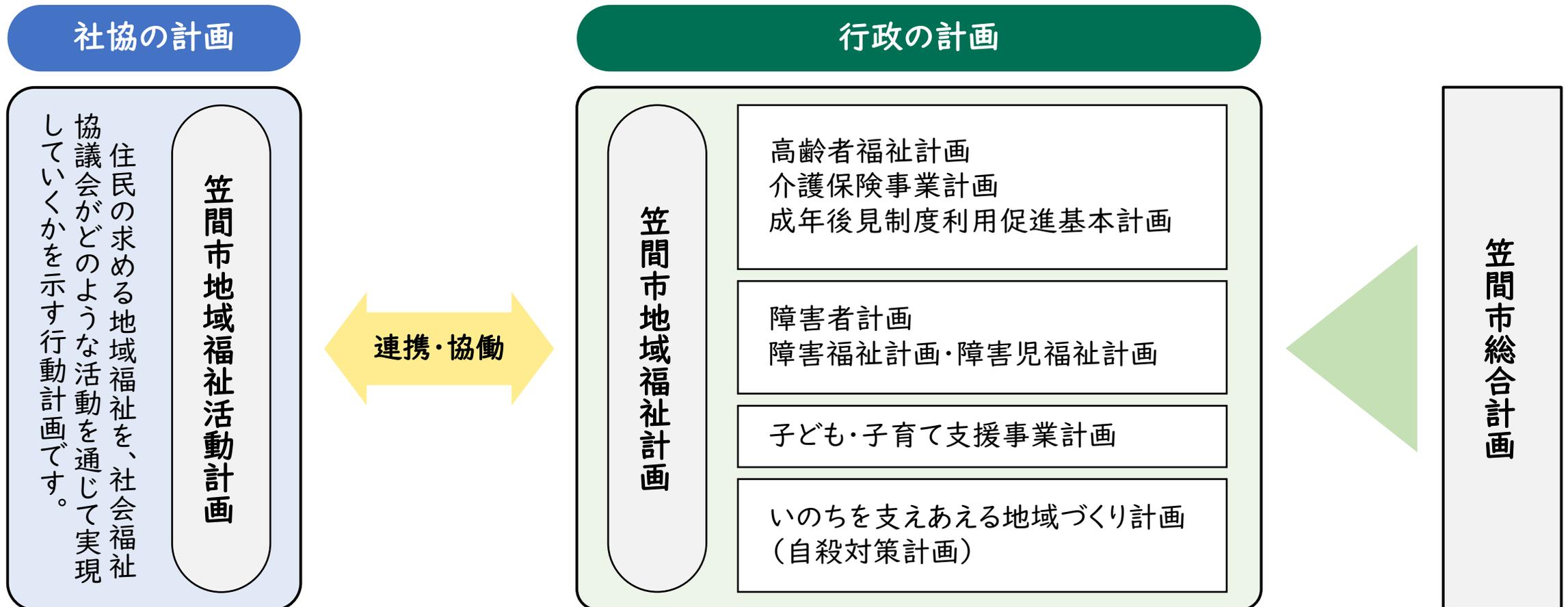
公的な制度として、福祉・保健・医療その他の関連するサービスを提供することを「公助」といいます。

～市役所などによる公的なサービスなど～

第3節 計画の位置づけ

この計画は、地域福祉推進の中核的組織と位置づけられる市社協の役割として、住民をはじめ、支部地区社協、社会福祉関係機関・団体やボランティア等と活動や事業を推進するために策定する民間の行動計画です。

さらに市が策定した地域福祉計画と共通の目標に向かって、相互に連携・協働し地域福祉の推進を図ります。



第4節 SDGsの理念を踏まえた計画の推進

SDGs(持続可能な開発目標)とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発の2030アジェンダ」において掲げられました。2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際社会共通の目標で、17の目標と169のターゲットから構成されています。

SDGsは「誰一人取り残さない」社会の実現を理念としており、地域共生社会の考え方とともに、目指すところは同じものになります。本計画においても、SDGsの理念や目標を踏まえ、各事業の推進を図り、住民とともに地域共生社会の実現を目指します。

なお、本計画に関連する目標は下記に掲げる9つの目標となります。

アイコン	ゴールの名称等	アイコン	ゴールの名称等	アイコン	ゴールの名称等
	1 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ		3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		4 質の高い教育をみんなに すべての人々に包括的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る		8 働きがいも経済成長も すべての人のための持続的、包括的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセントワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を促進する		10 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の格差を是正する
	11 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包括的、安全、強靱かつ持続可能にする		16 平和と公正をすべての人に 平和で包括的な社会を促進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度を構築する		17 パートナーシップで目標を達成しよう グローバル・パートナーシップを活性化する

第5節 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和9年度までの4年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況に応じて見直しを行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
笠間市地域福祉計画	第3次			第4次 令和5年度～令和9年度				
笠間市社会福祉協議会 地域福祉活動計画	第3次				第4次 令和6年度～令和9年度			

第6節 計画の策定体制

地域福祉活動計画策定委員会等の設置

本計画は、市社協を事務局として、住民・福祉団体・福祉事業者・行政・学識経験者等による第4次笠間市地域福祉活動計画策定委員会及び行政・市社協職員による同策定ワーキングチームを設置し、計画の立案を行いました。



第2章
地域福祉に関する
現状と課題

1

地域交流機会の減少への対策

少子高齢化、住民意識の変化により、地域交流の機会が減少し、つながりが希薄化しています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域活動が停止したことはつながりの希薄化をより加速させました。今後も地域でのつながりや助けあいを維持していくためには、多様な交流の機会を設け、顔の見える関係づくりをより一層推進していくことが求められます。

基本目標1 支えあう輪づくり ～みんなで支えあう地域共生社会の推進～

P20～

2

地域活動やボランティア等の担い手の確保

支部地区社協やボランティアサークルなど、地域で活躍する団体の多くが高齢化や担い手の確保に苦慮しています。空いている時間や働きながらできる活動など、時代に合わせた担い手のニーズを取り入れ、活動を維持していくことが求められます。また、地域住民だけでなく地元企業や施設など、多様な主体の協力を得て地域活動を維持していく体制づくりが必要です。

基本目標2 ふれあう人づくり ～ふれあいと心を育むボランティア活動の推進～

P24～

3

地域で支えあう子育て支援の充実

地域のつながりの希薄化による育児の孤立を防ぎ、育児に対する不安や負担を少しでも軽減させる取り組みの推進が求められます。子育て世代の交流や世代間交流の機会を設け、地域で子どもを見守り、育てる体制づくりが必要です。

基本目標2 ふれあう人づくり ～ふれあいと心を育むボランティア活動の推進～

P24～

4

複雑化する相談への対応

介護や障がい等の課題のほか、経済的困窮やひきこもり、家庭内で複数の課題を抱えるケースが増えています。地域のつながりの希薄化により、8050問題やヤングケアラーなどの課題が発見されにくく、どこに相談したら良いか分からない方が多くいます。複雑な課題を抱えるケースの早期発見・支援が求められるとともに、総合相談窓口として関係機関と連携し、包括的な支援を実施する体制づくりが必要です。また障がい者（児）が障害福祉サービスを利用するために必要な相談支援専門員が不足しているため、当該専門職の充実が求められます。さらに介護の人材確保に努め、必要な方にサービスが行き届くよう体制の整備が求められます。

基本目標3 安心する地域づくり ～すべての人が安心して暮らしていける支援の充実～

P28～

5

デジタル化への対応

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、デジタル化が急速に進んでおり、業務の電子化を図ることで、効率的に事業を進めることができます。幅広い世代への情報発信や必要な情報を手軽に得られるツールとして、ホームページやSNS等に力を入れていく必要があります。一方で、デジタル化に取り残される方もいるため、関係機関やボランティア等と連携し、情報が行き届く仕組みづくりも必要です。

基本目標4 安定した基盤づくり ～社協組織体制の強化～

P34～

6

災害への対応

近年は自然災害が各地で発生しており、災害時の対応については、平常時からの地域での支えあいにより重要とされています。災害ボランティアセンター設置訓練や利用者の安否確認等の訓練を実施し、市社協職員だけでなく、地域住民への意識づけをしていくとともに、いざという時に迅速に行動し、協力しあえる体制の構築が求められます。

基本目標4 安定した基盤づくり ～社協組織体制の強化～

P34～



第3章 計画の内容

地域福祉を推進するには地域に暮らすすべての人が地域の方であり、住民一人ひとりがお互いに尊重しあい、みんなで支えあう地域をつくる必要があります。地域の課題を「我が事」として捉え、お互いを理解し「この地域に住んでよかった」という安心感に包まれて暮らせる福祉のまちづくりを目指します。

誰もが安心して暮らせる地域社会

～みんなでつくる福祉のまち～



第2節 基本目標

1

支えあう輪づくり ～みんなで支えあう地域共生社会の推進～

関係機関や地域住民との連携・協力のもと、身近な生活圏域での住民主体の福祉活動をより一層強化するとともに、地域の各種団体との協働の取り組みを広げ、地域におけるネットワークや支えあいの体制づくりに取り組みます。

2

ふれあう人づくり ～ふれあいと心を育むボランティア活動の推進～

子どもから高齢者まで住民一人ひとりが地域福祉活動に理解と関心をもち、人と人とのつながりを大切にする意識、こころのふれあいの充実が図れるようボランティア活動の支援や啓発を強化します。

3

安心する地域づくり ～すべての人が安心して暮らしていける支援の充実～

地域住民から寄せられる多様な生活課題を受けとめ、関係機関と連携し適切な対応ができる相談支援体制づくりや、地域から孤立することなく安心して暮らすための福祉サービスを提供し、在宅生活を推進します。

4

安定した基盤づくり ～社協組織体制の強化～

組織体制の強化と職員の資質向上を図るとともに、多くの住民から信頼される市社協を目指し、行政とのパートナーシップで地域福祉を推進します。

また、災害時の対応について平常時から訓練等を実施し、地域住民とともに助けあえる体制づくりに努めます。

第3節 計画の体系

誰もが安心して暮らせる地域社会
〜みんなでつくる福祉のまち〜

【基本理念】

基本目標1 支えあう輪づくり ～みんなで支えあう地域共生社会の推進～

1. 地域コミュニティの基盤づくり

2. 社会参加と地域で支えあう体制づくり

3. 福祉団体の育成と支援

基本目標2 ふれあう人づくり ～ふれあいと心を育むボランティア活動の推進～

1. 地域共生社会の実現に向けた人材育成

2. 子どもたちの福祉の芽を育てる

3. 見守りとこころのふれあい

基本目標3 安心する地域づくり ～すべての人が安心して暮らしていける支援の充実～

1. 地域で安心して暮らすための相談支援の充実

2. 福祉サービスの充実と自立支援

基本目標4 安定した基盤づくり ～社協組織体制の強化～

1. 自主財源等の確保

2. 組織体制の強化

3. 必要な情報が届く仕組みづくり

第4節 基本方針と各施策・事業

基本目標Ⅰ 支えあう輪づくり	基本方針	施策・事業		
	1.地域コミュニティの基盤づくり	①支部地区社協活動の充実 支部地区社協運営委員会		
	2.社会参加と地域で支えあう体制づくり	①生活支援体制整備事業	重点事業	
		②ふれあいサロン事業	重点事業	
3.福祉団体の育成と支援	①福祉団体等との連携及び支援			
	②備品貸出事業			
	③福祉バスの運行管理			

	基本方針	施策・事業
	基本目標 2 ふれあう人づくり	1.地域共生社会の実現に向けた人材育成
②ボランティア活動団体への支援		
③ボランティア活動財源の確保		
④ボランティアの育成 重点事業 手話奉仕員養成研修事業 傾聴ボランティア講座 読み聞かせ講座 料理講座 デジタルボランティア養成講座 ★		
2.子どもたちの福祉の芽を育てる		①福祉教育への支援 ボランティア活動普及事業協力校との連携
		②児童・生徒のためのボランティア体験 夏休みわくわく体験教室 チャレンジボランティアスクール キッズ読み聞かせ教室 ★ キッズマネー教室 ★ 福祉体験 ★ 福祉川柳募集事業 ★ 赤い羽根共同募金ポスター募集事業 ★
		①子育て応援手作り講座
		②子育て応援事業 新規事業 笑育講座（わらいく） ★ 子育て支援フードパントリー事業 ★ 子ども食堂への支援 ★
		③配食サービス事業
④ふれあい訪問事業		
⑤ふれあい電話事業		

★ 第4次計画において新たに示す施策・事業

	基本方針	施策・事業	
			①地域ケアシステム推進事業
		②日常生活自立支援事業	
		③法人後見受任事業	重点事業 ★
		④生活困窮者自立相談支援事業	重点事業
		⑤家計改善支援事業	★
	1.地域で安心して暮らすための相談支援の充実	⑥ひきこもりサポート事業「さんぽみち」	重点事業 ★
		⑦生活福祉資金貸付事業 フォローアップ支援事業	★
		⑧小口資金貸付事業	
		⑨フードバンク支給事業	
		⑩心配ごと相談事業	
基本目標3 安心する地域づくり	2.福祉サービスの充実と自立支援	①在宅福祉サービス事業（家事・移送・子育て）	
		②いきいき通所事業	
		③ふれあいサポート事業	
		④障害者就労継続支援B型事業	
		⑤障害者等移動支援事業	
		⑥在宅重度身体障害者訪問入浴サービス事業	
		⑦障害者居宅介護事業	
		⑧障害者相談支援事業	新規事業 ★
		⑨居宅介護支援事業	
		⑩訪問介護事業	
		⑪訪問入浴介護事業	
		⑫訪問カットサービス事業	
		⑬遺児養育手当支給事業	
		⑭新入学祝金支給事業	
		⑮歳末たすけあい援護金配分事業	
		⑯福祉車両貸出事業	
		⑰福祉機器貸出事業	

基本目標 4 安定した基盤づくり	基本方針	施策・事業			
	1. 自主財源等の確保	① 公的財源の確保（補助金・受託金・指定管理等）			
		② 会員の増強	重点事業		
		③ 共同募金運動の推進 （赤い羽根募金・歳末たすけあい募金）	重点事業		
		④ 善意銀行の運営			
	2. 組織体制の強化	① 地域福祉センター（ともべ・いわま）の管理経営			
		② 地域福祉活動計画の推進			
		③ 職員研修の充実と人材育成			
		④ 苦情対応の体制充実			
		⑤ 災害支援の強化	重点事業		
⑥ BCP（事業継続計画）の見直し、整備					
3. 必要な情報が届く仕組みづくり	① 情報公開の推進				
	② 広報紙・ホームページ等の充実	重点事業			

★ 第4次計画において新たに示す施策・事業



第4章

計画の取り組み

※各事業の概要は、第5章に記載(P40~)

基本目標 | 支えあう輪づくり ～みんなで支えあう地域共生社会の推進～

基本方針 | 地域コミュニティの基盤づくり

「向こう三軒両隣」の精神を基本理念とし、住み慣れた地域で誰もが安心して生活が出来るよう、地域の福祉ニーズに応じた活動と地域のコミュニケーションづくりを推進します。

▶ 目指す地域福祉の方向性

< 支えあいの継続 >

- ・既存の支部地区社協の活動が継続できるよう支援します。
- ・現在の社会情勢や地域の実情に合わせた活動の見直しを行い、担い手不足の課題解決に向けて、負担なくできる地域活動を推進します。
- ・支部地区社協未設置の地域に関しては、今後も推進しながらその地域にあった形での支えあい(生活支援体制整備事業との連携)ができるよう支援していきます。

▶ 主な事業

- ・支部地区社協活動の充実
支部地区社協運営委員会

▶ 関連する事業

- ・生活支援体制整備事業

支部地区社協活動



三世代交流門松づくり



防犯見守り隊

基本方針2 社会参加と地域で支えあう体制づくり

住民を主とした、地域の話し合いの場や集いの場をつくり、地域におけるネットワークや支えあいの体制づくりに取り組みます。

▶ 目指す地域福祉の方向性

<地域力を高める>

- ・身近な地域で定期的集まることで、顔の見える関係づくりや見守り・支えあいのネットワークにつながるよう支援します。
- ・住民が自分たちでできることを考え実施できるよう支援し、振り返りを重ねながら地域力の向上を図ります。また、地元企業や福祉施設等と連携し、地域ニーズに応じた協力が得られるよう働きかけます。
- ・地域力だけでは解決できない課題を把握し、行政や関係機関等と連携することで、市全体での支えあいにつながるよう重層的に支援します。

▶ 主な事業

- ・生活支援体制整備事業
- ・ふれあいサロン事業

重点

重点

▶ 関連する事業

- ・支部地区社協活動の充実

地域の話し合いの場(協議体)

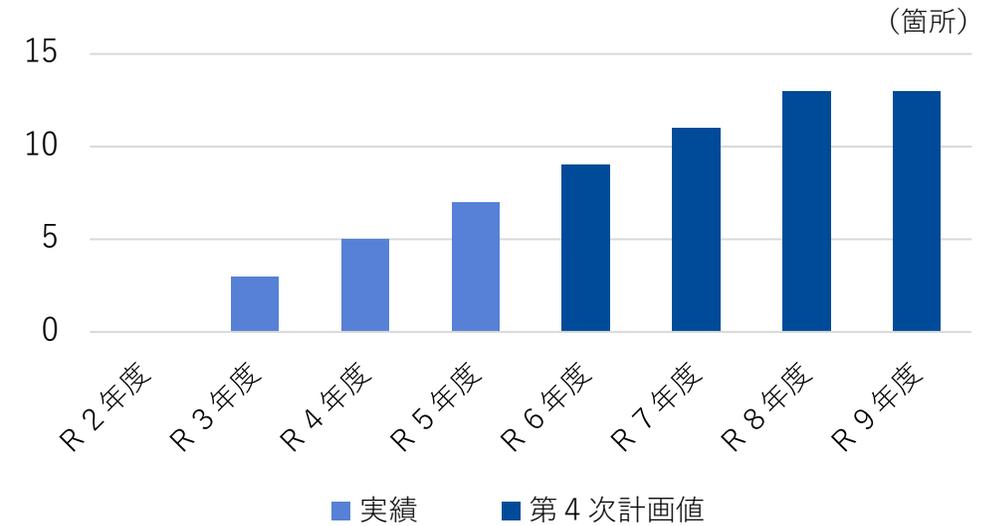


ふれあいサロン活動



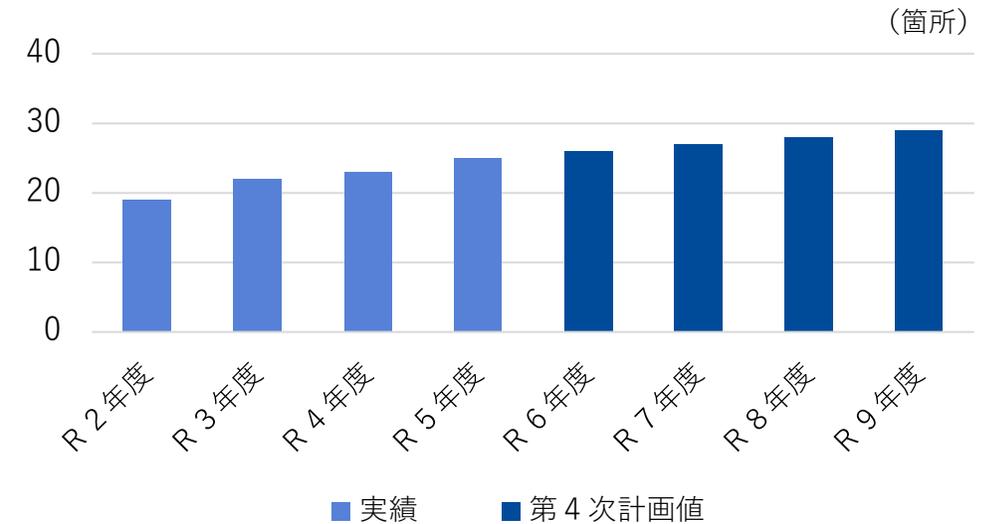
重点事業
生活支援体制整備事業

年 度	実 績				第 4 次計画値			
	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
第2層協議体の数（地域の話合いの場）	0	3	5	7	9	11	13	13



重点事業
ふれあいサロン事業

年 度	実 績				第 4 次計画値			
	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
サロン数	19	22	23	25	26	27	28	29



※サロン数には、市の委託事業「ふれあいサロン事業」の数を含む

基本方針3 福祉団体の育成と支援

地域で活動するさまざまな団体を支援するとともに、お互いに協力しあえる体制を推進します。

▶目指す地域福祉の方向性

<つながりづくり>

- ・福祉団体との連携を強化し、地域と団体がお互いの活動に協力しあえるような関係づくりを推進します。
- ・地域での交流や行事に活用できる備品を貸出し、世代を問わないつながりづくりを推進します。
- ・支部地区社協やボランティア団体に対し、研修や交流を目的としたツールの一つとして福祉バスの活用を支援します。

▶主な事業

- ・福祉団体等との連携及び支援
- ・備品貸出事業
- ・福祉バスの運行管理

▶関連する事業

- ・支部地区社協活動の充実
- ・生活支援体制整備事業
- ・ふれあいサロン事業
- ・ボランティア活動団体への支援

福祉団体への助成
(手をつなぐ育成会クリスマス会)



備品貸出事業



かき氷機



ポップコーン機

基本目標2 ふれあう人づくり ～ふれあいと心を育むボランティア活動の推進～

基本方針1 地域共生社会の実現に向けた人材育成

ボランティアセンターを拠点とし、ボランティアに携わる人材確保を促進するとともに、ボランティアのコーディネート機能の充実を図るなど、ボランティア活動の支援を強化します。

▶ 目指す地域福祉の方向性

<ボランティアの育成及び支援>

- ・ボランティア推進員のコーディネート機能を充実することで、地域のニーズと活動したい人を結びつけ、地域活動の活性化につなげます。
- ・ボランティア連絡協議会と協働しながら研修会等を開催し、知識の向上やボランティア同士のつながりを大切にします。
- ・講座終了後はボランティアサークル化だけでなく、地域活動へ参加・協力できる幅広い人材育成を目指します。

<ダイバーシティ(多様性)社会の実現>

- ・ダイバーシティ社会にあったボランティア活動ができるように、新規サークルも含め、柔軟に対応します。また、障がい者等への情報コミュニケーション環境の充実を図ります。

ボランティアセンター



▶ 主な事業

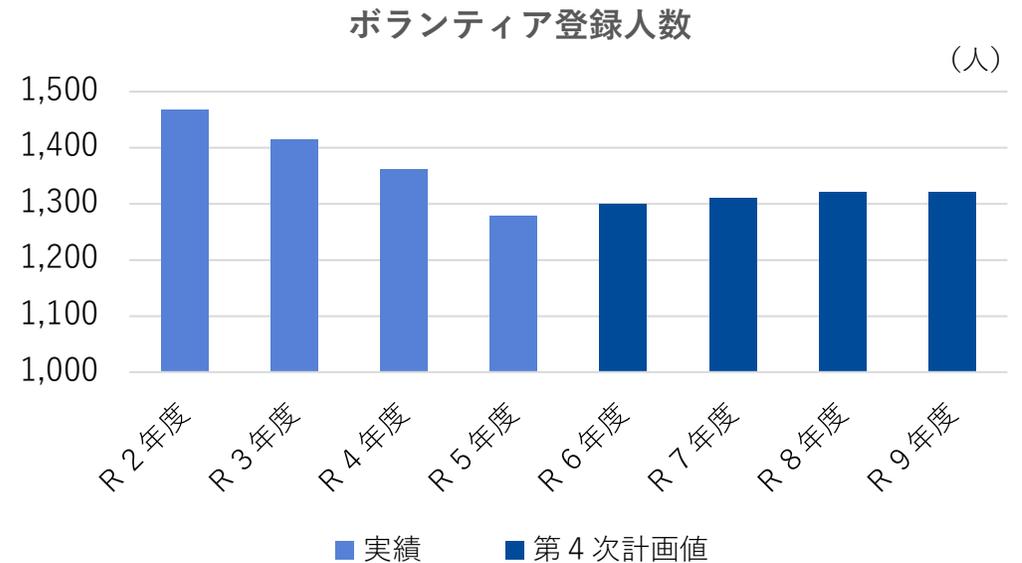
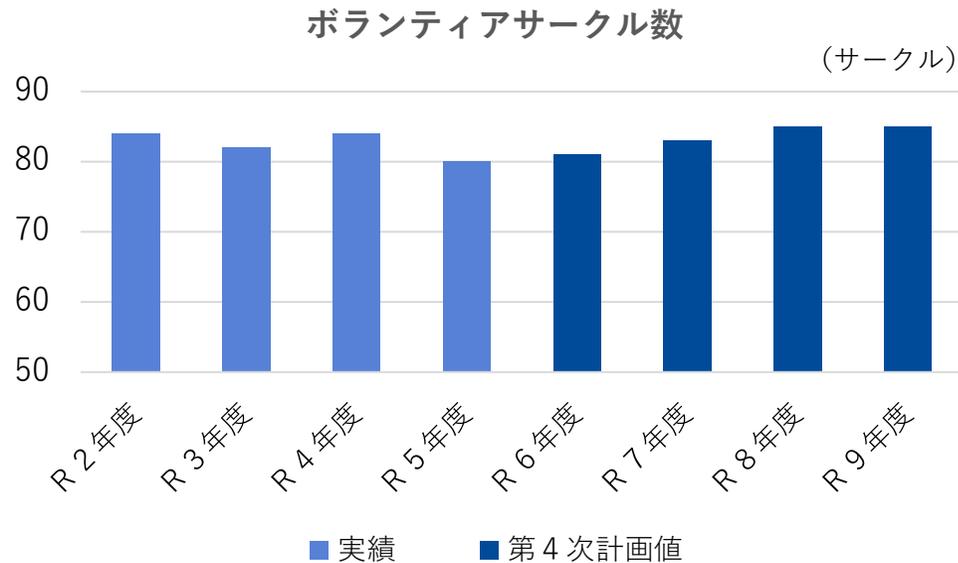
- ・ボランティアセンターの運営
- ・ボランティア活動団体への支援
- ・ボランティア活動財源の確保
- ・ボランティアの育成

手話奉仕員養成研修事業
傾聴ボランティア養成講座
読み聞かせ講座、料理講座
デジタルボランティア養成講座

重点

重点事業
ボランティアの育成

年 度	実 績				第 4 次計画値			
	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
ボランティアサークル数	84	82	84	80	81	83	85	85
ボランティア登録人数	1,468	1,414	1,362	1,278	1,300	1,310	1,320	1,320



基本方針2 子どもたちの福祉の芽を育てる

学校教育の場を活用し、「子どもの時から福祉の芽を」をモットーに、市内保育園・幼稚園・認定こども園・小中高校と連携し、福祉教育の推進を図ります。

▶ 目指す地域福祉の方向性

< 思いやりの心を育てる >

- ・福祉に関する理解と関心を深める機会をつくとともに、福祉が身近に感じられるよう関係機関と連携し、様々な体験活動や福祉教室を開催します。
- ・「思いやりの心」や「助けあう心」を育てる福祉教育の推進を図ります。
- ・共同募金を通じて「じぶんの町を良くするしくみ。」を理解するとともに、人の優しさや思いやりの心を育てます。

< 福祉協力校との協働 >

- ・コロナ禍で途切れたふれあい活動（特別支援学校・障害施設等と小中学校の交流等）を再開し、地域での交流を図ります。
- ・キッズ向け教室や学校向け出前講座等の充実を図ります。

▶ 主な事業

- ・福祉教育への支援
ボランティア活動普及事業協力校との連携
- ・児童、生徒のためのボランティア体験
夏休みわくわく体験教室
チャレンジボランティアスクール

- キッズ読み聞かせ教室
- キッズマネー教室
- 福祉体験（点字・手話・アイマスク・車いす・高齢者疑似体験等）
- 福祉川柳募集事業
- 赤い羽根共同募金ポスター募集事業

児童生徒のボランティア体験



夏休みわくわく体験教室



基本方針3 見守りところのふれあい

多様な世代が地域社会へ関わる機会を増やし、顔の見える関係をつくることで、世代を超えたつながりやところのふれあいの充実を図ります。

▶目指す地域福祉の方向性

<世代間交流の推進>

- ・子育て世帯向けの事業や講座等に力を入れ、参加者同士やボランティアとのコミュニケーションの場づくりを進め、世代を超えたつながりをつくります。
- ・世代間が交流することで、お互いを尊重し住みよい地域となるよう取り組みます。
- ・託児機能を充実させ、安心して講座等に参加できる環境を整えます。
- ・子どもが安心できる場所や地域で子どもを育てる輪を広げるため、子ども食堂を支援していきます。

<孤立を防ぐ仕組みづくり>

- ・ひとり暮らし高齢者や子育て世帯が地域で孤立することがないように、社会資源の充実を図ります。
- ・住み慣れた地域で安心して暮らせるように、顔の見える関係づくり、ところのふれあい活動を継続します。
- ・子育て世帯を応援するためフードパントリーを実施し、協力企業等の支援の輪を地域に広げていきます。また、支援が必要な世帯を把握し、相談支援につなげていきます。

▶主な事業

- | | |
|--|-------------|
| ・子育て応援事業 新規 | ・子育て応援手作り講座 |
| 笑育講座(わらいく) | ・配食サービス事業 |
| 子育て支援フードパントリー事業 | ・ふれあい訪問事業 |
| 子ども食堂への支援 | ・ふれあい電話事業 |

配食サービス事業



赤十字 幼児安全法講習



託児付きで安心

▶関連する事業

- ・支部地区社協活動の充実
- ・ふれあいサロン事業

基本目標3 安心する地域づくり ～すべての人が安心して暮らしていける支援の充実～

基本方針1 地域で安心して暮らすための相談支援の充実

住民のあらゆる相談に対し、総合的に対応できるよう相談支援体制の充実を図ります。

▶ 目指す地域福祉の方向性

<身近な相談窓口>

- ・身近な相談窓口として包括的な支援を実施します。また、複数の課題を抱えるファミリーケアやヤングケアラーなど、多様なニーズに対応するため、専門職の資質向上を図り、関係機関と連携しながら在宅生活を支援します。
- ・個別の事例から地域課題を抽出し、社協全体で共有・協議する場を設け、解決に向けた取り組みにつなげていきます。
- ・個別課題と地域課題を包括的に支援できるような体制づくりを検討していきます。

<権利擁護>

- ・判断能力に不安のある方の権利を擁護するとともに、人材育成や研修等を行い、権利擁護体制の強化に努めます。
- ・必要な方が利用につながるよう、住民や関係機関等への周知活動にも力を入れます。

<居場所づくり>

- ・社会的孤立を防ぎ、利用者の自立につなげるための伴走型支援を継続します。また関係機関と連携し、中間的就労等の開拓や切れ目なくサポートする体制づくりを構築していきます。

<コロナ後の支援>

- ・コロナ特例貸付(コロナによる減収世帯への貸付)による滞納者等へのフォローアップ支援を行います。

ひきこもりサポート事業「さんぽみち」

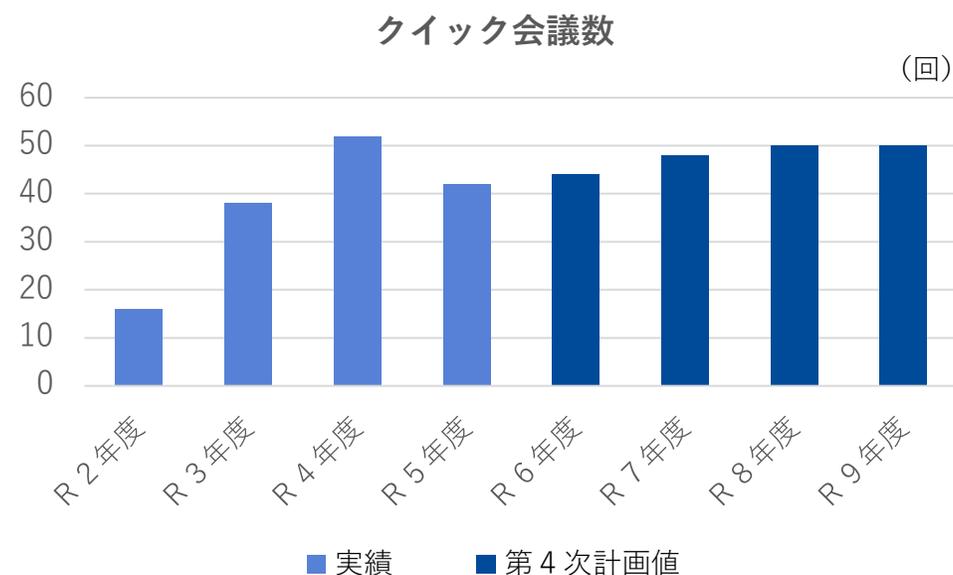
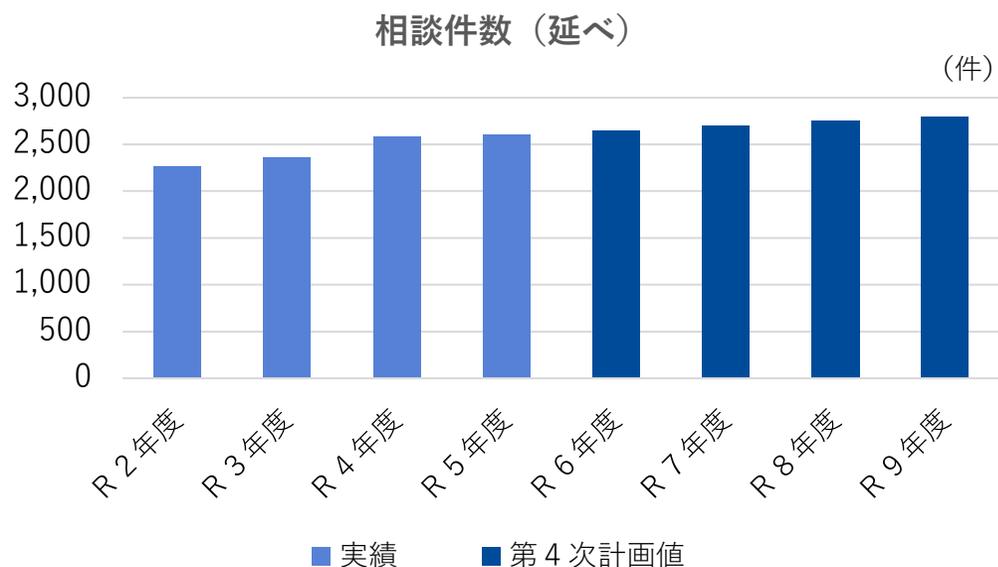


▶ 主な事業

- ・地域ケアシステム推進事業 重点
- ・日常生活自立支援事業
- ・法人後見受任事業 重点
- ・生活困窮者自立相談支援事業 重点
- ・家計改善支援事業
- ・ひきこもりサポート事業「さんぽみち」 重点
- ・生活福祉資金貸付事業
フォローアップ支援事業
- ・小口資金貸付事業
- ・フードバンク支給事業
- ・心配ごと相談事業

重点事業
地域ケアシステム推進事業

年 度	実 績				第 4 次計画値			
	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
相談件数（延べ）	2,265	2,355	2,584	2,600	2,650	2,700	2,750	2,800
クイック会議数	16	38	52	42	44	48	50	50

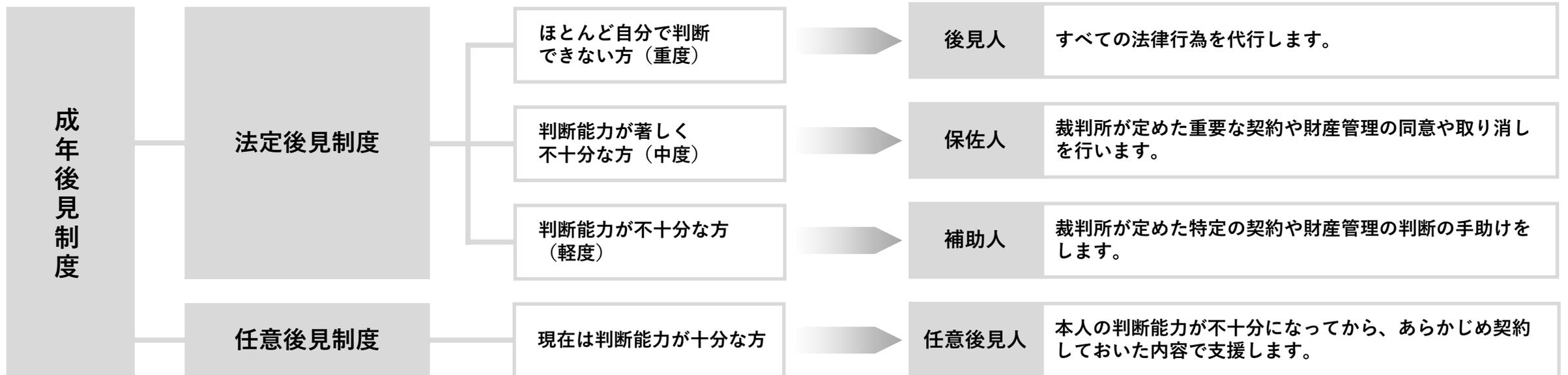


重点事業
法人後見受任事業

(件)

年 度	実 績				第 4 次 計 画 値			
	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
受任件数			1	2	3	3	4	4

本人の配偶者や親族等の支援が得られない方に対して、家庭裁判所の選任により、市社協が法人として後見業務を受任します。



重点事業

生活困窮者自立相談支援事業、家計改善支援事業

年 度	実 績				第 4 次計画値			
	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
自立相談支援事業 利用者数	272 (226)	415 (371)	431 (391)	293 (253)	253 (213)	213 (173)	173 (133)	133 (93)
住居確保給付金 利用者数	21 (16)	10 (7)	7 (5)	5	7	7	7	7
家計改善支援事業 利用者数		8 (4)	4	8	9	10	11	12

※()は、コロナ関連の利用者数

※令和2～4年度は、コロナ特例貸付事業による利用者数を含む

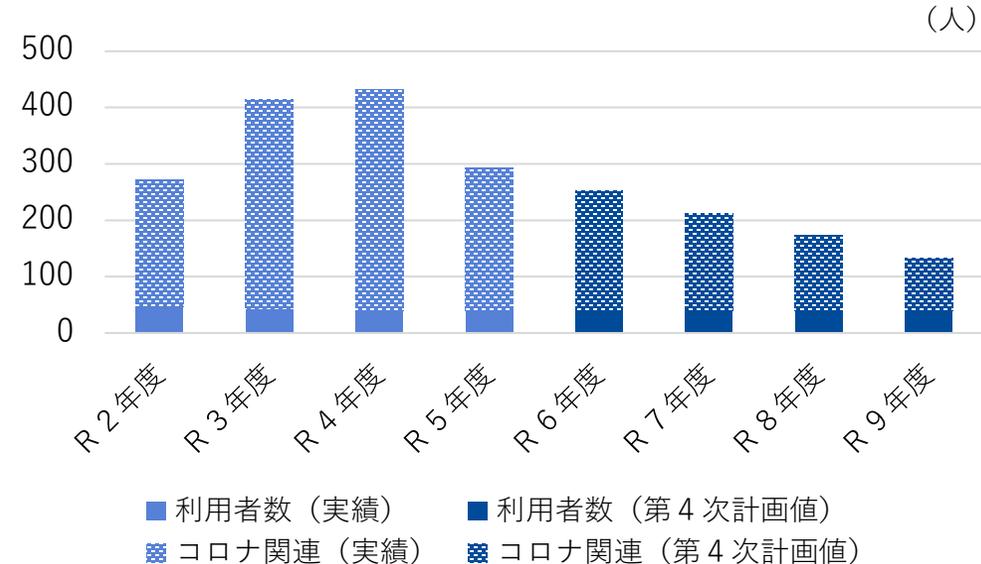
重点事業

ひきこもりサポート事業「さんぽみち」

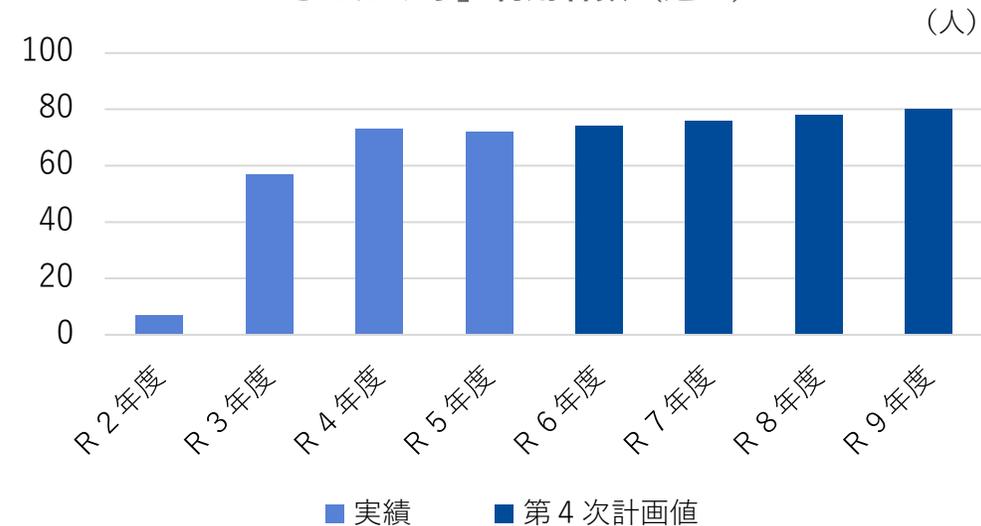
年 度	実 績				第 4 次計画値			
	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
利用者数 (延べ)	7	57	73	72	74	76	78	80

※令和3年1月より事業開始

自立相談支援事業利用者数



「さんぽみち」利用者数 (延べ)



基本方針2 福祉サービスの充実と自立支援

支援を必要とする方が地域から孤立することなく、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要なサービスを提供し、在宅生活を推進します。

▶目指す地域福祉の方向性

<サービス提供体制の充実>

- ・必要な方にサービスが行き届くよう、ケアマネジャー・ホームヘルパー等のマンパワーを確保し、サービス提供体制を整えます。
- ・より良いサービス提供ができるように、各研修会への参加や資格取得に努め、職員の資質向上を図ります。

<安心して暮らせるための支援>

- ・幼児教育保育施設、放課後児童クラブ等とのふれあい交流を再開するなど、子どもや地域住民との交流の機会をつくります。
- ・住民ニーズに対応するため、地域に不足している障害者相談支援事業所を開設します。

<地域福祉活動との連携>

- ・地域福祉活動と連携し、介護事業の啓発や交流等の機会をつくります。

▶主な事業

- ・在宅福祉サービス事業
(家事・移送・子育て)
- ・いきいき通所事業
- ・ふれあいサポート事業
- ・障害者就労継続支援B型事業

- ・障害者等移動支援事業
- ・在宅重度身体障害者訪問入浴サービス事業
- ・障害者居宅介護事業
- ・障害者相談支援事業 新規

- ・居宅介護支援事業
- ・訪問介護事業
- ・訪問入浴介護事業
- ・訪問カットサービス事業
- ・遺児養育手当支給事業

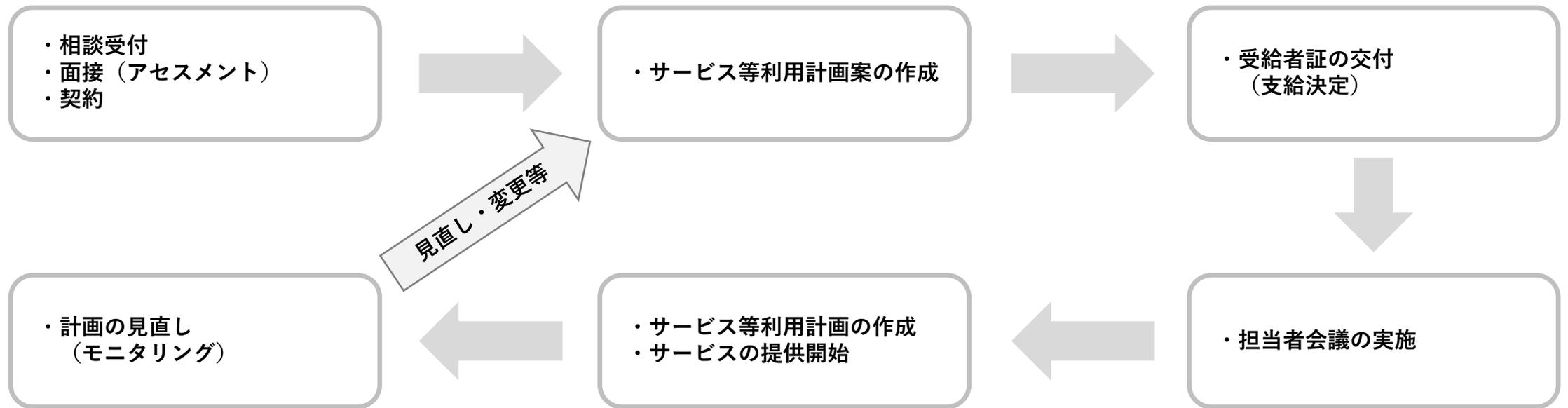
- ・新入学祝金支給事業
- ・歳末たすけあい援護金配分事業
- ・福祉車両貸出事業
- ・福祉機器貸出事業

いきいき通所事業



第4次計画値				
年 度	R 6	R 7	R 8	R 9
利用者数	12	15	20	25

相談支援事業の流れ



基本目標4 安定した基盤づくり ～社協組織体制の強化～

基本方針1 自主財源等の確保

自主財源等の確保に努め、事業を積極的に遂行し、多くの住民から信頼される市社協運営を目指します。

▶ 目指す地域福祉の方向性

<計画的な事業運営>

- ・事務事業の整理・統合・合理化を図り、計画的に事業展開するとともに費用対効果をより一層意識します。

<集め方の工夫>

- ・会員会費等を集めるには、地域との連携を密にし、区のニーズに合わせた柔軟な対応をします。またQRコードを活用するなど、財源の多様な集め方を検討していきます。
- ・共同募金運動も本会の貴重な財源であり、戸別募金以外の募金増を図るため、寄付つき商品や法人募金、職域募金等の強化を図ります。

<企業へのアプローチ>

- ・住民や企業に対して、地域福祉活動への理解・協力が得られるよう努めます。また用途を明確にし、使い道について「見える化」するため、ホームページやSNS等を積極的に活用します。

赤い羽根共同募金



▶ 主な事業

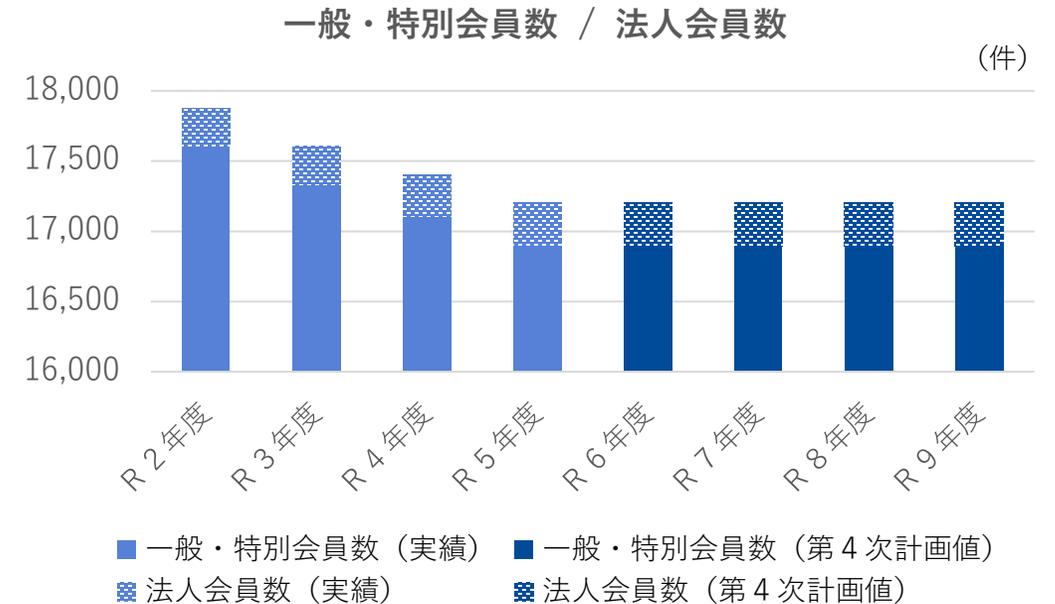
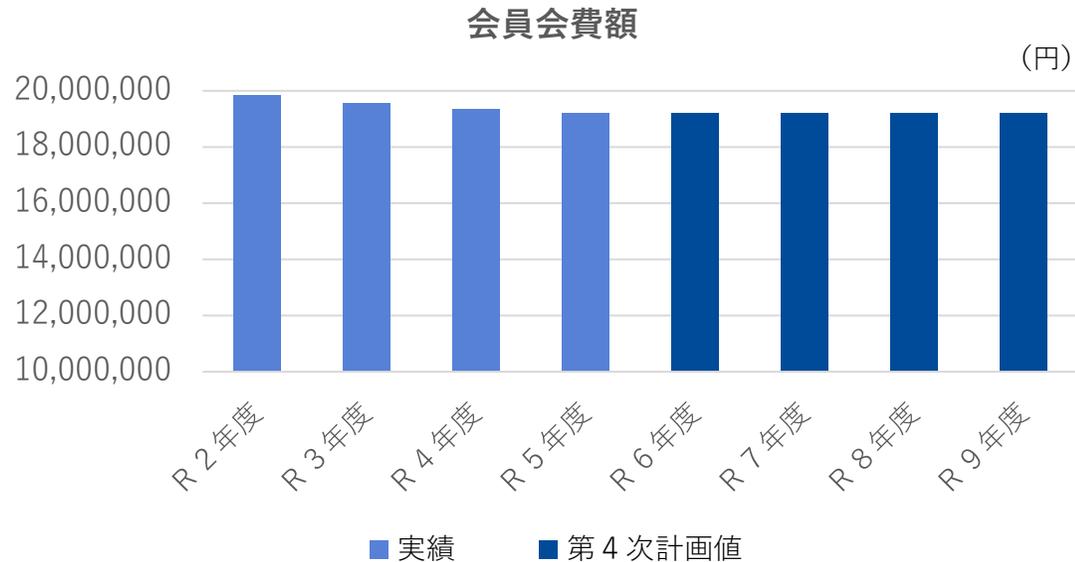
- ・公的財源の確保
(補助金・受託金・指定管理等)
- ・会員の増強
- ・共同募金運動の推進
(赤い羽根募金・歳末たすけあい募金)
- ・善意銀行の運営

重点

重点

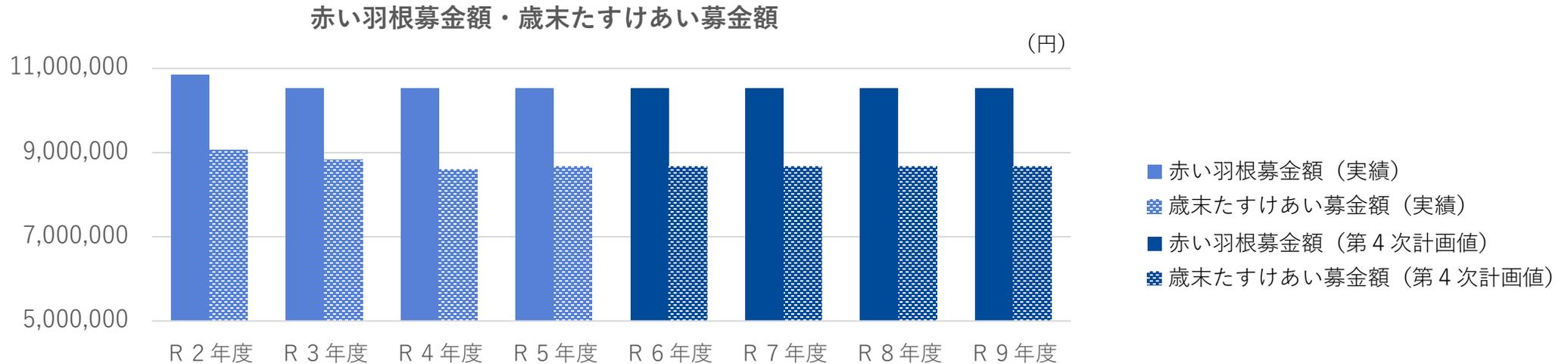
重点事業 会員の増強

年 度	実 績				第 4 次計画値			
	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
会員会費額	19,847,500	19,573,500	19,330,500	19,197,000	19,197,000	19,197,000	19,197,000	19,197,000
一般・特別会員数	17,605	17,329	17,102	16,895	16,895	16,895	16,895	16,895
法人会員数	270	277	300	311	311	311	311	311



重点事業
共同募金運動の推進

年 度	実 績				第 4 次計画値			
	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
赤い羽根募金額	10,843,241	10,533,042	10,526,022	10,525,000	10,525,000	10,525,000	10,525,000	10,525,000
歳末たすけあい募金額	9,063,399	8,835,412	8,596,903	8,669,000	8,669,000	8,669,000	8,669,000	8,669,000



基本方針2 組織体制の強化

組織体制の強化と職員の資質向上を図るとともに、行政とのパートナーシップで地域福祉を推進します。

▶目指す地域福祉の方向性

<頼られる社協づくり>

- ・地域共生社会の実現に向けて、積極的に外部研修会へ参加し、職員の資質向上に努めます。また内部研修を実施し、職員間の連動性を高めるとともに、スーパーバイザー（教える側）とスーパーバイジー（教わる側）がともに学び、成長できる組織づくりを目指します。
- ・ホームページや広報紙等で苦情対応窓口があることを周知していきます。
- ・福祉の活動拠点として住民が使いやすい場所となるよう、市と協議のうえ改修計画を立て、管理運営に努めます。

<第4次地域福祉活動計画の評価>

- ・令和7年度に活動計画の中間評価をし、令和9年度に次期活動計画策定に向けた最終評価をします。

<災害への対応>

- ・いばらき型災害ボランティアセンター運営支援システム（アイボス）を活用し、災害ボランティアセンター設置訓練や利用者の安否確認等の訓練を実施します。また、市内企業等と災害協定の輪を広げ、地元関係者主体による「協働型災害ボランティアセンター」としての体制を強化していきます。
- ・自然災害等が発生した際にも利用者が継続的にサービスを受けられる体制や、職員が安全に働く環境確保のため、BCP（事業継続計画）を随時見直し、整備していきます。

災害支援



▶主な事業

- ・地域福祉センター（ともべ・いわま）の管理経営
- ・地域福祉活動計画の推進
- ・職員研修の充実と人材育成
- ・苦情対応の体制充実
- ・災害支援の強化
- ・BCP（事業継続計画）の見直し、整備

重点

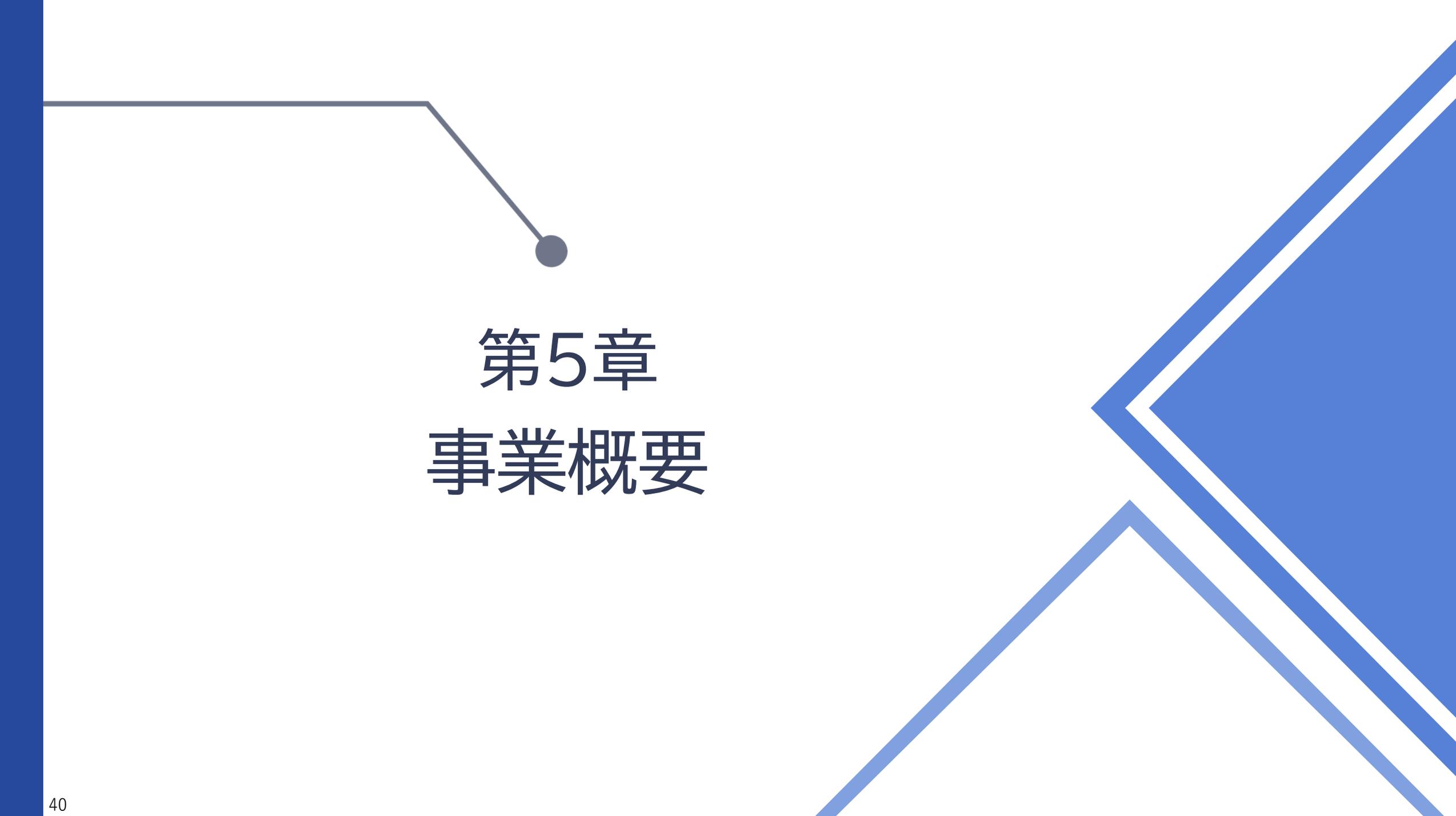
重点事業
災害支援の強化

(件)

年 度	実 績				第 4 次計画値			
	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
災害協定数	3	3	3	3	4	5	6	7

災害ボランティアセンター運営支援(職員派遣実績)

	平成27年関東・東北豪雨災害	令和元年台風19号	令和5年9月大雨災害
場所・期間	常総市 平成27年9月16日～11月30日 55日間	常陸太田市 令和元年10月16日～11月8日 24日間 大子町 令和元年11月11日～12月21日 14日間	高萩市 令和5年9月11日～25日 15日間
延べ人数	145名	(常陸太田市)52名 (大子町)14名	11名
内 容	ボランティア受入れに関する業務 (駐車場班、受付班、車両班、マッチング班、送迎班、ニーズ調査班等)	ボランティア受入れに関する業務 (マッチング班、資材班、ニーズ調査班等)	県内社協職員災害初動機対応チーム ボランティア受入れに関する業務 (受付班、ニーズ調査班等)



第5章
事業概要

基本目標1

基本方針	施策・事業	事業概要	今後の方向性	
1	支部地区社協活動の充実	「向こう三軒両隣」の精神を基本理念とし、お互いが助けあえる体制づくりと地域福祉活動の担い手づくりを行い、住み慣れた地域で誰もが安心安全な生活がおくれるよう、地域の福祉ニーズに応じた活動と地域のコミュニケーションづくりを展開します。	継 続	
	2	生活支援体制整備事業	高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活していくために、地域における課題を共有し、地域住民や多様な事業主体による支援体制を構築し、生活支援サービスの充実を図るとともに、生活支援の担い手を育成するなど地域で支えあう体制づくりと高齢者の社会参加を推進します。	拡 充
		ふれあいサロン事業	参加者同士の交流や介護予防、閉じこもり防止等を目的として、地域住民が身近で気軽に集まることができる場(サロン)を継続的に実施できるよう支援し、顔の見える関係づくりや地域交流を推進します。	拡 充
	3	福祉団体等との連携及び支援	地域で活動するさまざまな福祉団体等と連携するとともに、事業型助成として共同募金配分金による団体助成を行います。	継 続
		備品貸出事業	住民同士の交流を図るため実施される行事等に備品を貸出すことで、世代や地域の結びつきを支援し、地域福祉の向上を図ります。	継 続
		福祉バスの運行管理	支部地区社協やボランティア団体を対象に、会員同士の研修や交流のため福祉バスを運行します。	継 続

基本目標 2

基本方針	施策・事業	事業概要	今後の方向性
1	ボランティアセンターの運営	ボランティア活動に関する情報収集と情報提供を行い、ボランティア活動全般のコーディネートをします。	拡 充
	ボランティア活動団体への支援	ボランティア活動をしている団体や個人が横のつながりを大切にし、地域福祉の推進や情報交換、交流などを行います。また活動継続のための相談や活動しやすい環境づくりを進めます。	継 続
	ボランティア活動財源の確保	ボランティア活動を継続し、充実・拡大させるための理解と福祉の啓発を行いながら、財源確保に向けた事業(福祉バザー等)を支援します。	継 続
	ボランティア育成のための講座	住民が福祉への理解と関心を深める機会をつくり、ボランティア活動や地域活動への参加意欲と資質を高め、仲間づくりや生きがい活動へのきっかけにつなげます。	拡 充
2	福祉教育への支援	幼児、小・中・高校生、大学生を対象に福祉体験や福祉教育の機会をつくり、社会福祉の理解と関心を高め、ボランティア活動を通じて社会連帯の精神を養成します。また福祉への関心を持ってもらえるような学習の場を提供します。	拡 充
	児童・生徒のためのボランティア体験		
3	子育て応援手作り講座	子育て中のママ・パパ等を対象に、ボランティアと交流しながら子どもの入園・入学に向けたオリジナルの手さげ袋やシューズ袋をつくり、こころのふれあいを図ります。	継 続
	子育て応援事業 ①笑育講座(わらいく) ②子育て支援フードパントリー事業 ③子ども食堂への支援	①子育て世帯と支部社協やボランティアが関わることで、地域に見守られる安心感や地域福祉の大切さを知り、次世代の地域福祉の担い手を育成します。 ②企業等から寄付を募り、食料品や日用品等を配付することで、子育て世帯を支援していきます。 ③子どもが安心できる場所や地域で子どもを育てる輪を広げるため、子ども食堂を支援していきます。	新 規
	配食サービス事業	75歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、ボランティアによる手づくり弁当を配付し、こころのふれあいと食生活を支援します。	継 続
	ふれあい訪問事業	75歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、ボランティアによる手づくり品と小学生からのメッセージカードを配付し、見守りとこころのふれあいを図ります。	継 続
	ふれあい電話事業	75歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、電話による見守りや交流会を実施し、こころのふれあいを図ります。	継 続

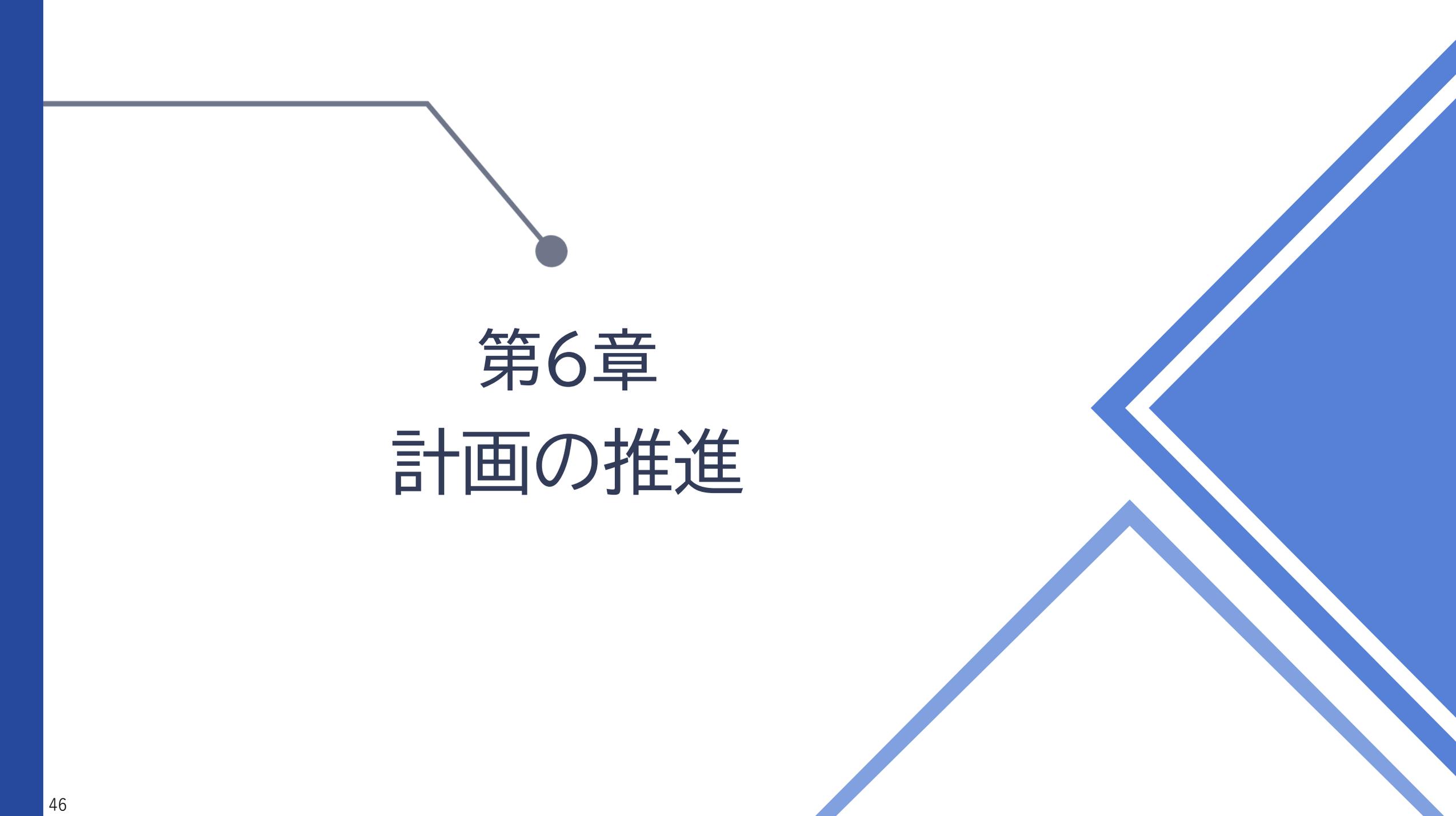
基本目標 3

基本方針	施策・事業	事業概要	今後の方向性
I	地域ケアシステム推進事業	高齢者や障がい者等が、住み慣れた地域で安心して生活がおくれるよう、地域住民・医療・保健・福祉の関係者で見守りチームをつくり、日常生活を支援します。	拡 充
	日常生活自立支援事業	認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者などを対象に、福祉サービスの利用手続きや金銭管理等の支援を行います。	拡 充
	法人後見受任事業	認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者などを対象に、市社協が法定後見人等になり、被後見人等の身上保護、財産管理を行い、その権利を擁護します。	拡 充
	生活困窮者自立相談支援事業	経済的に困窮している方が抱える様々な問題に対応し、自立した生活がおくれるよう就労支援や住居確保給付金等の支援を行います。	拡 充
	家計改善支援事業	家計状況の「見える化」と根本的な課題の把握を行い、相談者が自ら家計を管理できるように支援します。	継 続
	ひきこもりサポート事業「さんぽみち」	ひきこもり状態にある方の社会参加のため、月1回居場所を提供し、自立に向けた支援を行います。	継 続
	生活福祉資金貸付事業	低所得世帯や高齢者世帯、障がい者世帯を対象に、安定した生活がおくれるように資金を貸付します。貸付の決定は、茨城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行います。	継 続
	小口資金貸付事業	経済的に困窮している世帯に、緊急的に必要とする資金を貸付します。	継 続
	フードバンク支給事業	NPO法人フードバンク茨城や企業、住民の協力を得て、経済的に困窮している世帯へ食料品等を配付します。	継 続
	心配ごと相談事業	日常生活の困りごとや問題解決に向けたアドバイスをを行い、専門性が高い場合には弁護士による法律相談を実施します。	継 続

基本方針	施策・事業	事業概要	今後の方向性
2	在宅福祉サービス事業 (家事・移送・子育て)	高齢者や障がい者及び乳幼児がいる家庭に対し、適切な家事・移送及び保育等の支援を行うことにより、本人や家族の身体的・精神的負担の軽減を図るとともに、高齢者等が地域で安心して生活できるよう福祉の向上を図ります。	継続
	いきいき通所事業	介護保険法に基づき、総合事業対象者及び要支援認定者を対象に、高齢者の介護予防と生きがいづくり等を支援するため、運動やレクリエーション活動を通じた閉じこもり予防・認知症予防・生きがいづくり等のための通所型サービスを提供します。	継続
	ふれあいサポート事業	介護保険法に基づき、総合事業対象者及び要支援認定者を対象に、身体介護を含まない日常の家事等の生活支援のため、調理・清掃・ゴミ出し・買い物代行等の訪問型サービスを提供します。	継続
	障害者就労継続支援B型事業	障害者総合支援法に基づき、障がい者を対象に社会訓練や作業訓練を行い、通所サービスとして福祉的就労の場を提供します。	拡充
	障害者等移動支援事業	障害者総合支援法に基づき、外出困難な障がい者を対象に、余暇活動や社会参加のため外出時にホームヘルパーを派遣し、必要な移動の介助等を支援します。	継続
	在宅重度身体障害者訪問入浴サービス事業	障害者総合支援法に基づき、重度身体障がい者を対象に、身体の清潔保持や心身機能の維持向上を図るため、自宅に浴槽を搬入して入浴サービスを提供します。	継続
	障害者居宅介護事業	障害者総合支援法に基づき、障がい者を対象にホームヘルパーによる身体介護や家事援助等のサービスを提供します。	継続
	障害者相談支援事業	障害者総合支援法に基づき、障害支援区分認定者を対象に、心身の状況等に応じた障害福祉サービスを利用するため、サービス等利用計画作成等のサービスを提供します。	新規
	居宅介護支援事業	介護保険法に基づき、要支援及び要介護認定者を対象に、心身の状況等に応じた介護サービスを利用するため、ケアプラン作成等のサービスを提供します。	継続
	訪問介護事業	介護保険法に基づき、要支援及び要介護認定者を対象に、ホームヘルパーによる身体介護や生活援助等のサービスを提供します。	継続
	訪問入浴介護事業	介護保険法に基づき、要支援及び要介護認定者を対象に、身体の清潔保持や心身機能の維持向上を図るため、自宅に浴槽を搬入して入浴サービスを提供します。	継続
	訪問カットサービス事業	高齢や心身の障がい及び疾病等による外出困難者を対象に、理容師・美容師の協力のもと自宅を訪問し、散髪サービスを提供します。	継続
	遺児養育手当支給事業	市内在住で、父母、父または母と死別した義務教育終了前の子どもの保護者に対して、養育手当金を支給します。	継続
	新入学祝金支給事業	小中学校の新入学を迎える児童・生徒を養育しているひとり親世帯に対して、祝金を支給します。	継続
	歳末たすけあい援護金配分事業	歳末たすけあい運動で集められた募金から、援護を必要とする世帯に、自己申請方式により歳末援護金を支給します。	継続
福祉車両貸出事業 福祉機器貸出事業	高齢者や障がい者等に福祉車両や福祉機器を貸出し、社会参加の促進や健康保持、地域福祉の向上を図ります。	継続	

基本目標 4

基本方針	施策・事業	事業概要	今後の方向性
1	公的財源の確保 (補助金・受託金・指定管理等)	地域福祉を推進するための貴重な財源であり、市・県社協補助金、市受託金、市指定管理等があります。	継続
	会員の増強	住民や企業等の皆さんに会員となっていただくことで「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」に参加する仕組みとなります。ご協力いただく会費は、市社協の運営や支部地区社協における小地域活動を実践するための大切な財源であり、地域福祉をささえる大きな力となります。	拡充
	共同募金運動の推進 (赤い羽根募金・歳末たすけあい募金)	共同募金は、戦後間もない昭和22年に住民主体の民間運動として始まり、社会福祉法に定められています。共同募金の目的は「地域福祉の推進を図るため」と定義され、運動期間は10月1日から3月31日までの6か月間、全国一斉に行われます。	拡充
	善意銀行の運営	住民の温かい善意(金銭・物品)をお預かりし、預託者の意思に沿って払い出すほか、地域福祉事業として高齢者や障がい者、子ども、福祉機器の購入、災害支援等に活用します。	継続
2	地域福祉センター(ともべ・いわま)の管理経営	市の指定管理条例に基づき、5年間の指定期間です。地域住民に対するサービスの効果及び効率を向上させ、地域福祉の一層の増進を図ります。	継続
	地域福祉活動計画の推進	平成22年度に第1次計画、平成27年度に第2次計画、令和2年度に第3次計画を策定しました。今日の市における地域福祉をめぐる現状及び住民の福祉課題・生活課題に対応できるよう第4次計画を策定します。	継続
	職員研修の充実と人材育成	茨城県(以下「県」という。)、県社協及びその他の団体が主催する研修に参加するとともに、内部研修等を実施し、職員の資質向上を図ります。	継続
	苦情対応の体制充実	社会福祉法第82条に基づき、利用者の苦情解決に努め、福祉サービスに関する苦情に対応します。	継続
	災害支援の強化	平常時から災害に備えた訓練を行い、住民や企業等と連携することで、災害時に災害ボランティアセンターを設置し、速やかな活動・展開を図ります。	拡充
	BCP(事業継続計画)の見直し、整備	自然災害や感染症のまん延等により、不測の事態が発生しても重要な事業を中断させないための方針・体制・手順等を示した計画を見直し、整備します。	継続
3	情報公開の推進	住民が情報の公開を請求する権利を明らかにし、市社協への住民参加の促進と信頼確保に努めます。	継続
	広報紙・ホームページ等の充実	「かさま社協だより」を年3回発行するとともに、ホームページやSNS等により市社協事業やボランティアセンターの啓発・推進を図ります。	拡充



第6章
計画の推進

誰もが安心して生活していくためには、人と人とのつながりや、それぞれが持つ力を生かした地域づくりが重要です。計画策定はスタート地点であり、幅広い協力体制を得ながら計画を推進します。

1

住民・福祉関係団体・行政との連携強化

誰もが安心して暮らすことができるまちづくりのためには、福祉活動を行う団体や事業者、活動に参加する住民・行政との連携・協働が必要です。これまで以上に連携体制を強化し、豊かなマンパワーを生かした地域の活性化や地域福祉を推進します。

2

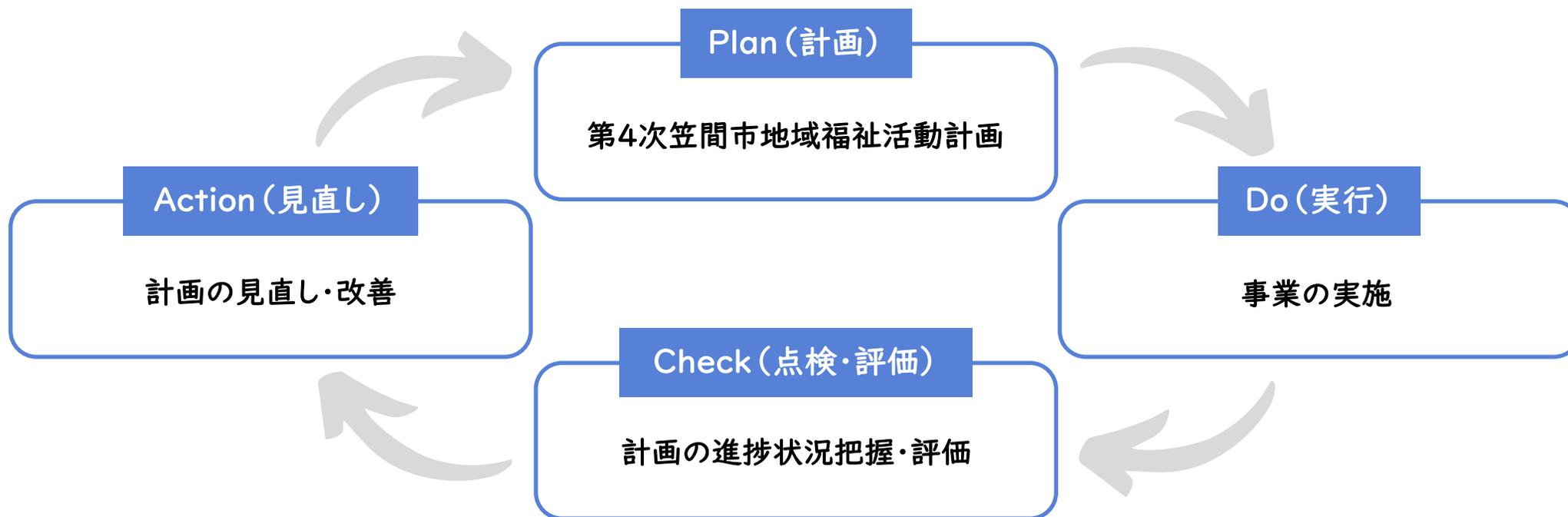
新たな団体や企業との連携強化

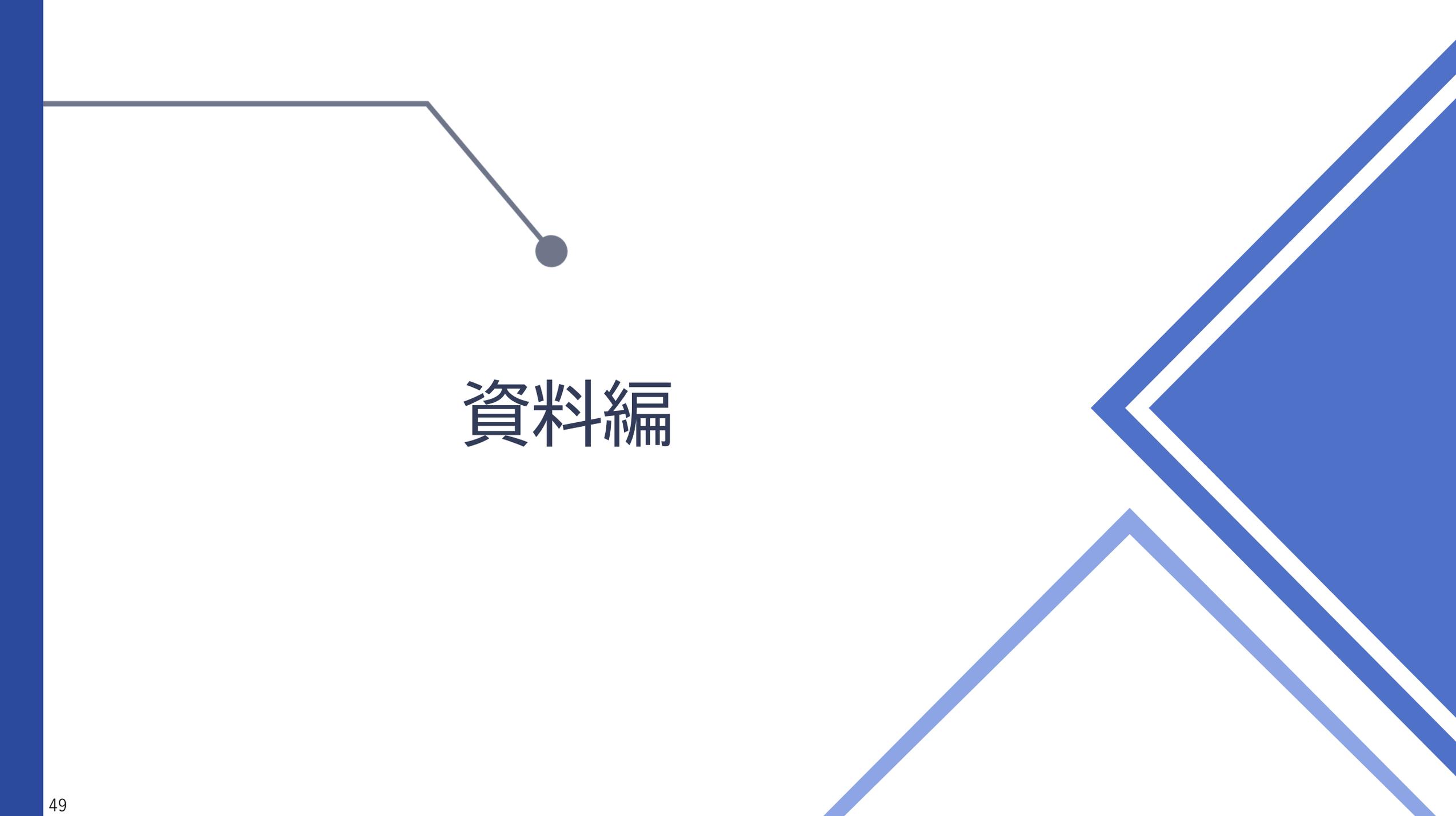
今後、地域福祉活動のネットワークを広げるため、福祉関係団体や企業だけでなく、幅広い連携体制を整備する必要があります。多くの人々が地域活動やボランティア活動に参加できるよう、新たな団体や企業との連携体制の強化を図ります。

3

活動の推進と見直し

本計画の進捗状況については、「計画の策定」(Plan)、「事業の実行」(Do)、その推進状況を定期的に「点検・評価」(Check)したうえで、その後の取り組みを「見直し・改善」(Action)するPDCAサイクルに基づき、進行管理と評価を行います。単年度ごとに事業評価を行い、令和7年度に計画の中間評価、令和9年度に次期計画に向けた最終評価を実施します。また、関係機関や行政との意見交換、住民からの意見・ニーズの把握をもとに評価・検討していきます。





資料編

1. 社会福祉法人笠間市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定規程

平成18年7月19日
規程第33号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会(以下「本会」という。)定款第2条の規定に基づき社会福祉法人笠間市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定に関する事項を定めることを目的とする。

(計画の名称)

第2条 計画の名称は、笠間市地域福祉活動計画(以下「計画」という。)とする。

(計画の目標年度及び構成)

第3条 計画は、基本計画編及び実施計画編の2編からなるものとし、目標年度及び構成は概ね次のとおりとする。

(1) 基本計画編

5ヵ年計画とし地域における「福祉の現状と課題」を整理し、地域福祉の実現化を目指し基本施策を策定する。

(2) 実施計画編

5ヵ年計画とし基本計画を基として、具体的事業を年次で策定する。

(3) 計画の評価、見直し

計画は、必要に応じ評価、見直しを行う。

(委員会の設置)

第4条 計画を策定するにあたり社会福祉法人笠間市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置し、委員会の組織及び運営等については別に要綱を定めるものとする。

(計画の決定)

第5条 計画は、委員会からの答申を受け、本会会長が決定するものとする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成18年7月19日から施行する。

2. 社会福祉法人笠間市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

平成18年7月19日
告示第5号

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会（以下「本会」という。）地域福祉活動計画策定規程第4条の規定に基づき、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会の運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、本会会長の諮問に応じ、計画に関する事項について、調査審議し答申する。

2 その他計画策定に必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、地域福祉関係者、行政関係者及び学識経験者の中から本会会長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問にかかる策定が終了するまでとする。

2 委員に欠員を生じたとき、新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ説明または、意見を求めることができる。

(ワーキングチーム)

第7条 委員会が付託した事項を調査・研究するため、ワーキングチームを設置することができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は本会に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成18年7月19日から施行する。

3. 第4次笠間市地域福祉活動計画策定委員会名簿

No.	氏名	選出区分・役職	備考
1	永原勝美	笠間市区長会 副会長	
2	稲野邊直子	笠間市連合民生委員児童委員協議会 副会長	
3	深谷敏知	笠間市支部地区社協運営連絡会 副会長	
4	小室和子	笠間市ボランティア連絡協議会 副会長	副委員長
5	鈴木早苗	笠間市高齢者クラブ連合会 副会長	
6	室井英雄	笠間市福祉施設協働事業連絡協議会 会長 (フロイデ総合在宅サポートセンター友部)	
7	藤枝政弘	学識経験者	委員長
8	石川美佐穂	笠間市手をつなぐ育成会 会長	
9	高松繁樹	笠間市保健福祉部 社会福祉課長補佐	
10	根本由美	笠間市保健福祉部 子ども福祉課長	
11	金木和子	笠間市保健福祉部 高齢福祉課長	
12	松本浩行	笠間市教育委員会 生涯学習課長	
13	松田輝雄	笠間市社会福祉協議会 事務局長	

3. 第4次笠間市地域福祉活動計画ワーキングチーム員名簿

No.	氏名	選出区分・役職	備考
1	角田 康博	笠間市保健福祉部 社会福祉課主査	
2	高瀬 修一	笠間市保健福祉部 子ども福祉課主査	
3	増渕 由美子	笠間市保健福祉部 高齢福祉課主査	
4	浅川 啓子	笠間市保健福祉部 地域包括支援センター主査	
5	矢野 郁子	笠間市保健福祉部 こども育成支援センター主査	
6	谷中 勝典	笠間市教育委員会 生涯学習課主査	
7	松田 勉	笠間市社会福祉協議会 本所主査	
8	会澤 由希子	笠間市社会福祉協議会 本所主査	
9	柴沼 真一	笠間市社会福祉協議会 笠間支所主査	
10	矢口 勝博	笠間市社会福祉協議会 岩間支所主査	班長
11	片岡 博司	笠間市社会福祉協議会 介護保険事業所主査	
12	富田 英夫	笠間市社会福祉協議会 本所係長（計画担当）	
13	柿長 志生里	笠間市社会福祉協議会 本所主幹（計画担当）	

4.策定の経過

年	月 日	会議名等
令和5年	7月13日	第1回策定委員会 市社協会長から策定委員長へ諮問 第4次地域福祉活動計画策定の方針と今後の予定について
	7月19日	第1回ワーキングチーム会議 第4次地域福祉活動計画策定の方針と今後の予定について
	9月28日	第2回ワーキングチーム会議 計画の取り組みについて
	11月16日	第3回ワーキングチーム会議について 第4次地域福祉活動計画(案)について
	11月24日	第2回策定委員会 第4次地域福祉活動計画(案)について
	12月14日	第4回ワーキングチーム会議 第4次地域福祉活動計画(案)について
令和6年	1月24日	第3回策定委員会 第4次地域福祉活動計画(案)について
		策定委員長から市社協会長へ答申

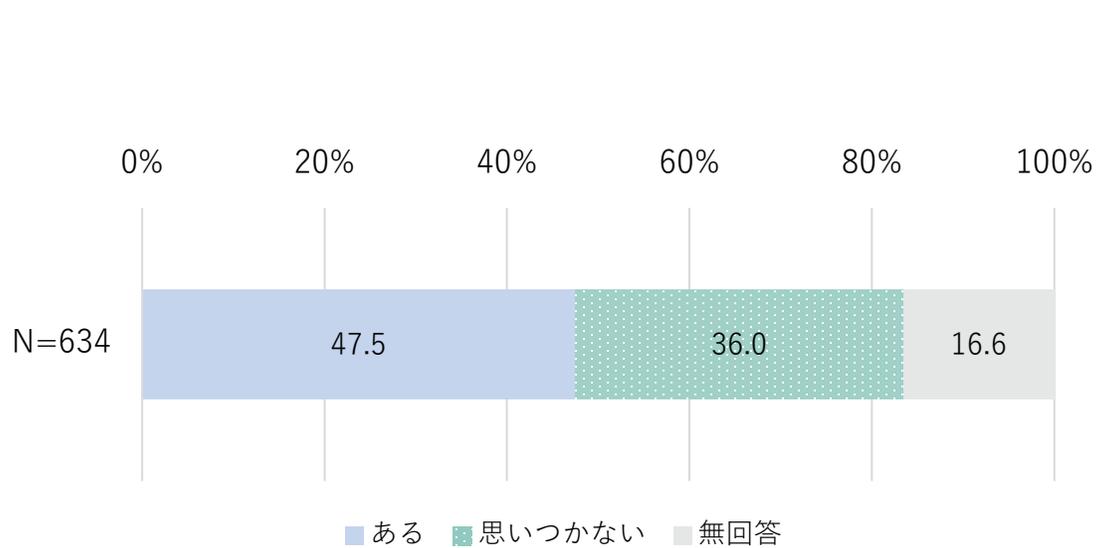
5.市の各種アンケート調査結果の分析

本計画の策定にあたっては、地域福祉に関する住民の意識やニーズ等を把握するため、市が近年実施した以下に記載のアンケート調査結果をもとに地域福祉の観点から分析しました。

個別計画名	調査名	実施時期	対象者数など	配付数	回収数
高齢者福祉計画 介護保険事業計画	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	令和元年11月29日から 令和元年12月16日まで	65歳以上の方(総合事業対象者、要支援1、2の認定を受けている方を含む)	1,000件	634件
第2期笠間市子ども・子育て支援事業計画	第2期笠間市子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査(小学生調査)	平成31年2月26日から 平成31年3月12日まで	小学生児童がいる世帯の保護者	929件	879件
第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画	障がい者福祉に関するアンケート調査	平成29年1月25日から 平成29年2月8日まで	市内在住で障害者手帳を有している者	800件	386件
第2次笠間市健康づくり計画(前期計画)	健康づくりアンケート(一般市民調査)	令和3年1月18日から 令和3年2月1日まで	市内在住の20歳以上の男女個人	2,000件	933件

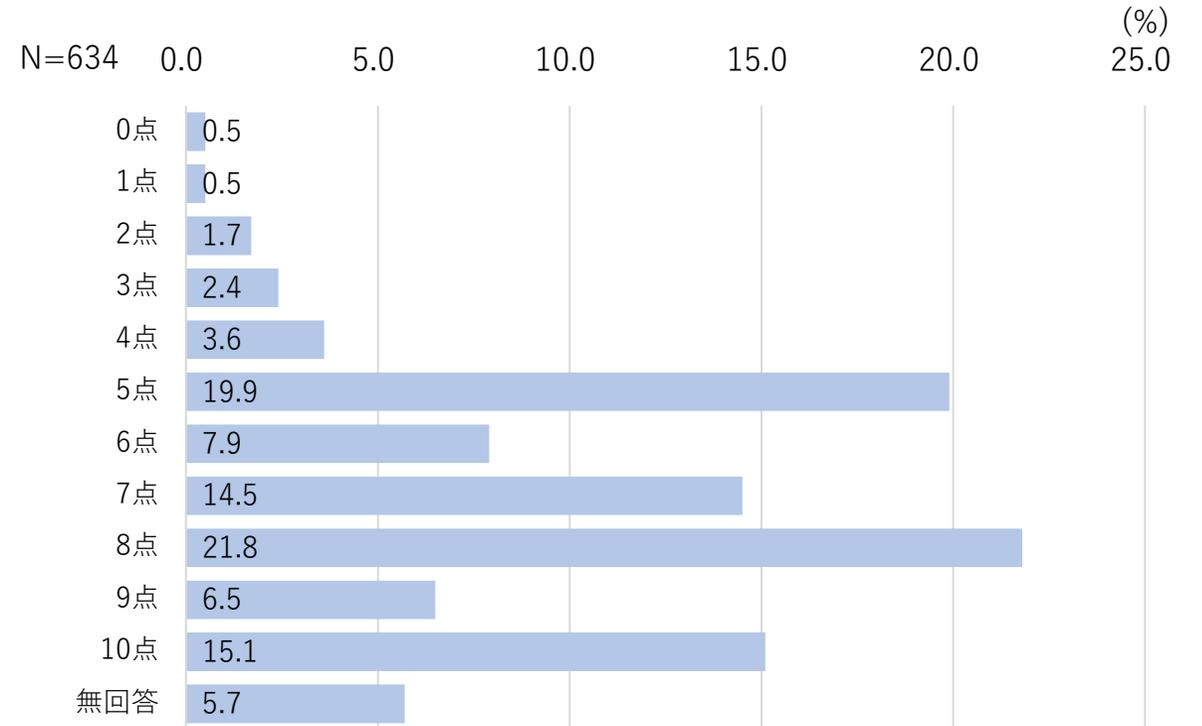
<介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より>

Q. 毎日の生活で生きがいはありますか。



生きがいがあるか尋ねたところ、「生きがいあり」が47.5%、「思いつかない」が36.0%となっています。

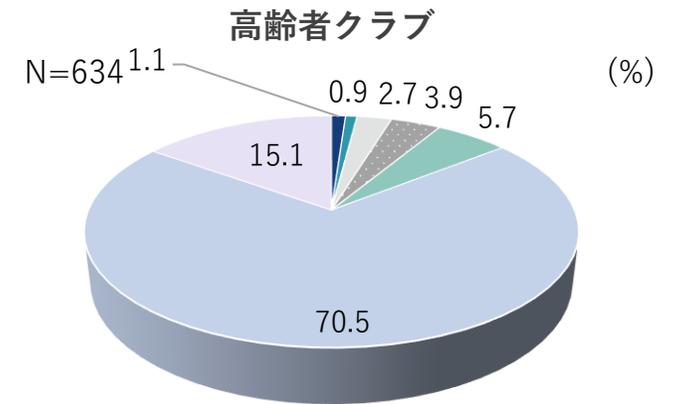
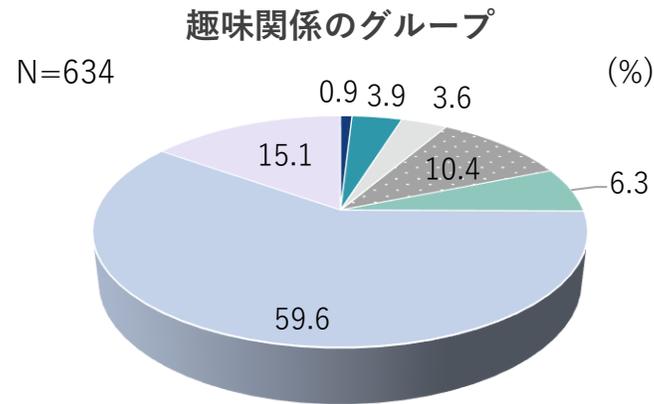
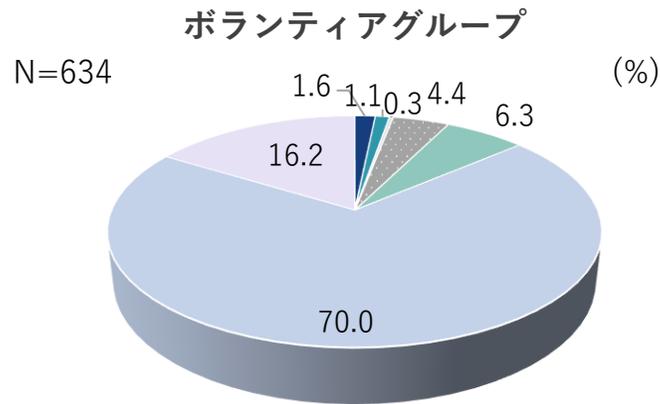
Q. あなたは現在どの程度幸せですか。



現在の幸せを点数で尋ねたところ、「8点」が21.8%で最も多く、次いで、「5点」(19.9%)、「10点」(15.1%)となっており、5点以上が約9割を占めております。

<介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より>

Q. 次のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか。



■ 週4回以上 ■ 週2~3回 ■ 週1回
 ■ 月1~3回 ■ 年に数回 ■ 参加していない
 ■ 無回答

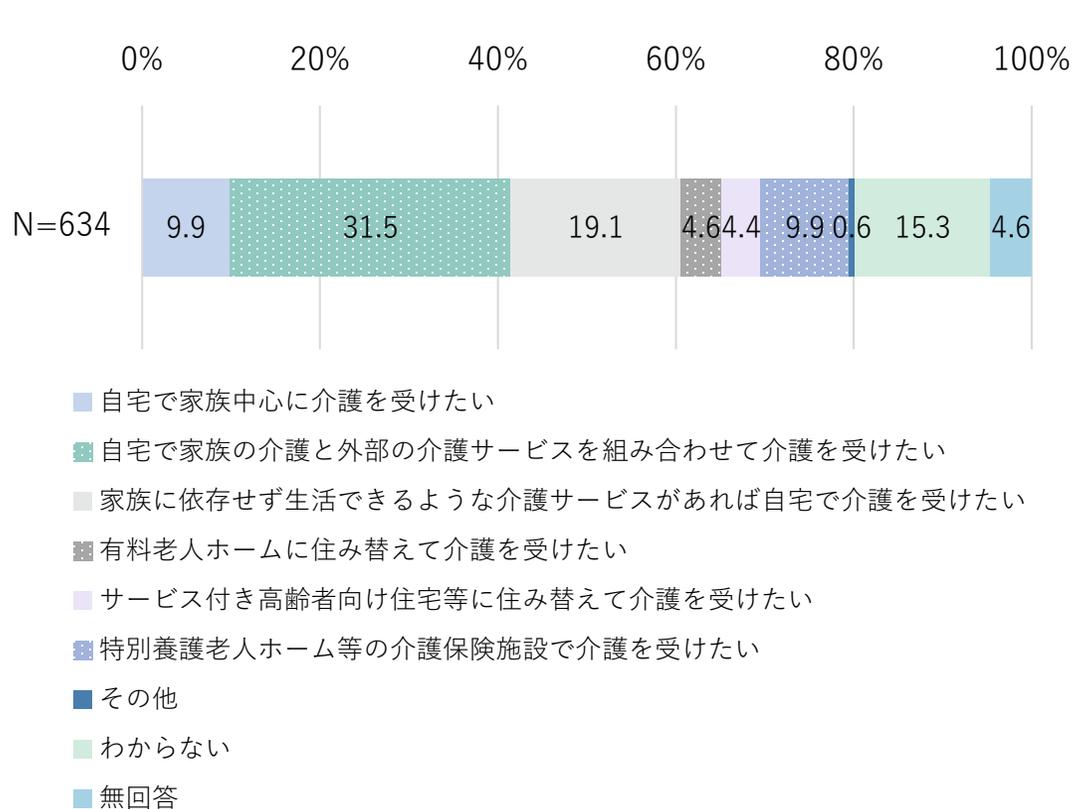
■ 週4回以上 ■ 週2~3回 ■ 週1回
 ■ 月1~3回 ■ 年に数回 ■ 参加していない
 ■ 無回答

■ 週4回以上 ■ 週2~3回 ■ 週1回
 ■ 月1~3回 ■ 年に数回 ■ 参加していない
 ■ 無回答

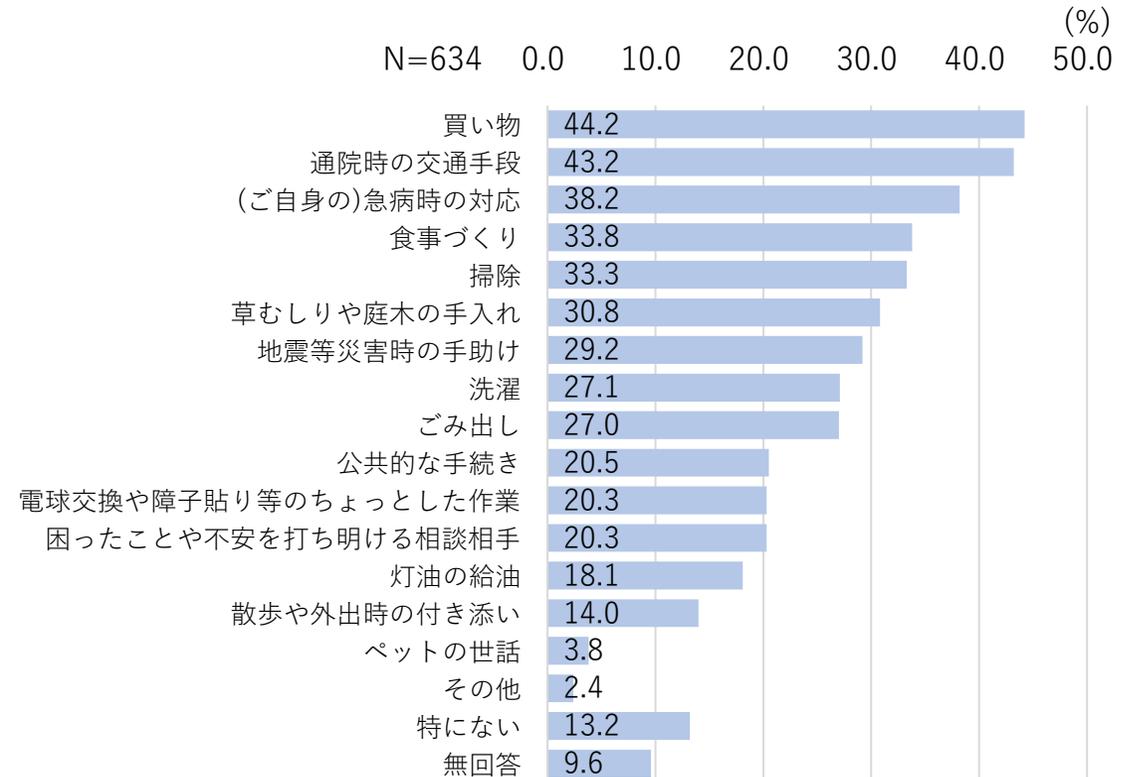
ボランティアのグループへの参加頻度は、「年に数回」が6.3%で最も多く、70.0%は「参加していない」と回答しております。
 趣味関係のグループへの参加頻度は、「月に1~3回」が10.4%で最も多く、59.6%は「参加していない」と回答しております。
 高齢者クラブへの参加頻度は、「年に数回」が5.7%で最も多く、70.5%は「参加していない」と回答しております。

<介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より>

Q. あなたは将来介護が必要な状態になった時、どのような介護サービスを望みますか。



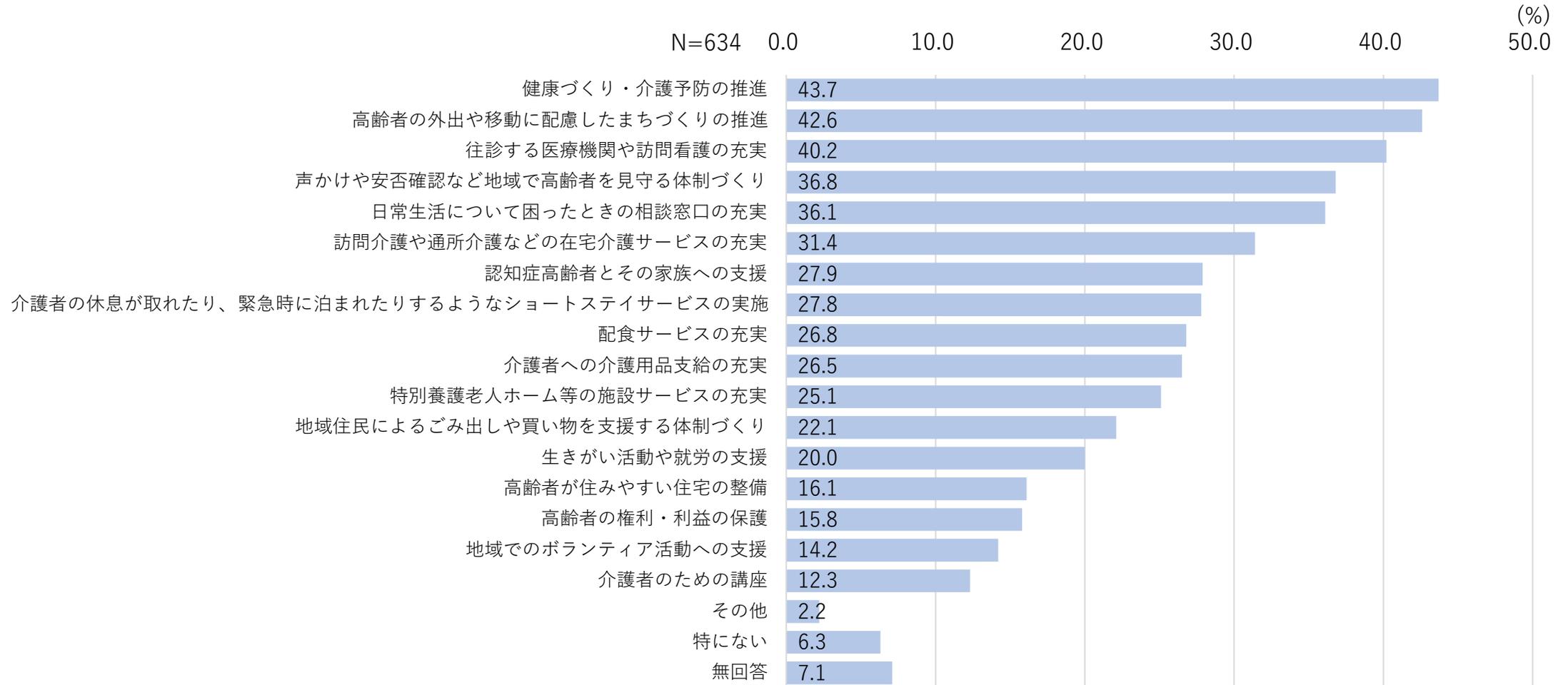
Q. あなたはどのような支援があれば、これからも在宅で安心して暮らし続けることができますか。



今後どのような形で介護を受けたいか尋ねたところ、「自宅で家族の介護と外部の介護サービスを組み合わせて介護を受けたい」が31.5%と最も多く、自宅で家族中心に介護を受けたい9.9%と合わせると、約4割の方が介護が必要になっても在宅での生活を望んでおります。また、在宅で安心して生活するための支援について、「買い物」が44.2%と最も多く、次いで「通院時の交通手段」「急病時の対応」となっております。

<介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より>

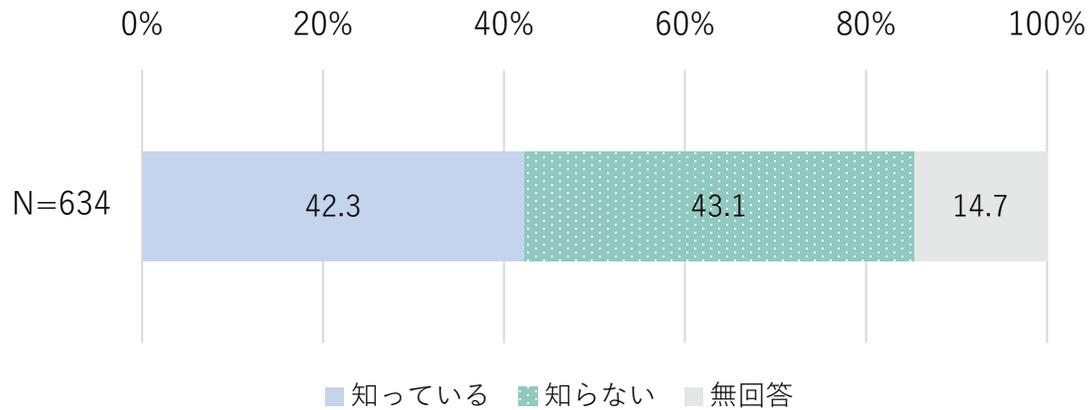
Q. 高齢者の住みよいまちをつくるために、今後市はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。



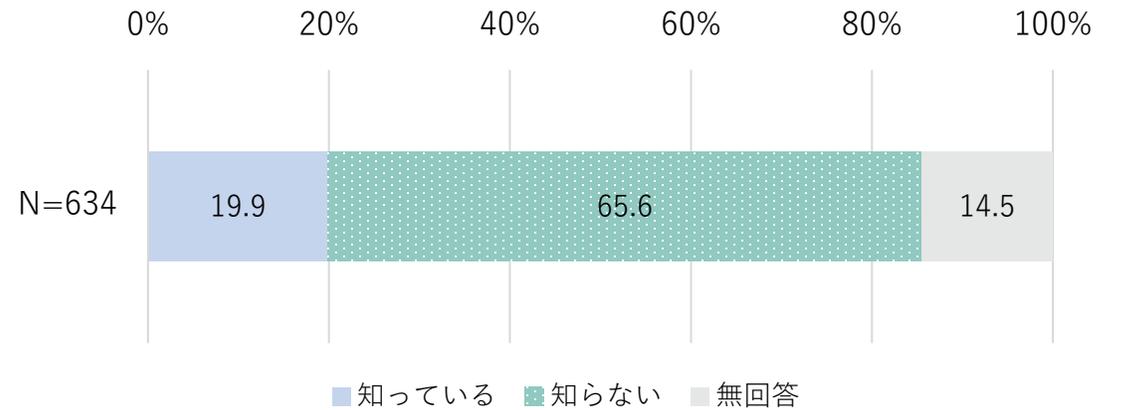
高齢者の住みよいまちを作るために、今後、市において力を入れていくべきことについて尋ねたところ、「健康づくり・介護予防の推進」が43.7%と最も多く、次いで「高齢者の外出や移動に配慮したまちづくりの推進」(42.6%)、「往診する医療機関や訪問看護の充実」(40.2%)となっております。

<介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より>

Q. 成年後見制度の内容を知っていますか。



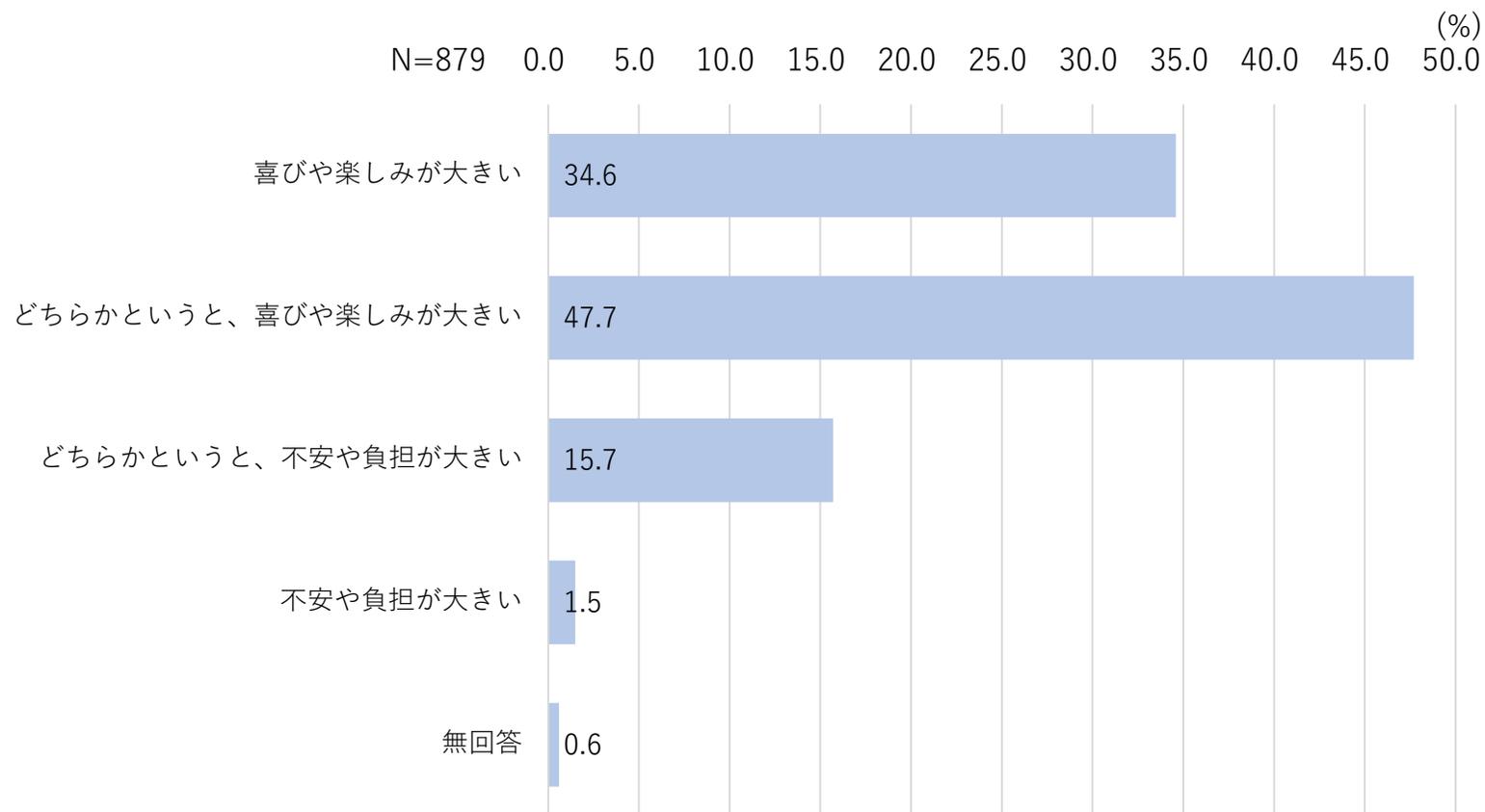
Q. 日常生活自立支援事業の内容を知っていますか。



成年後見制度の内容を知っているか尋ねたところ、「知っている」が42.3%、「知らない」が43.1%となっております。
また、日常生活自立支援事業の内容を知っているか尋ねたところ、「知っている」が19.9%、「知らない」が65.6%となっております。

<子ども・子育てニーズ調査より>

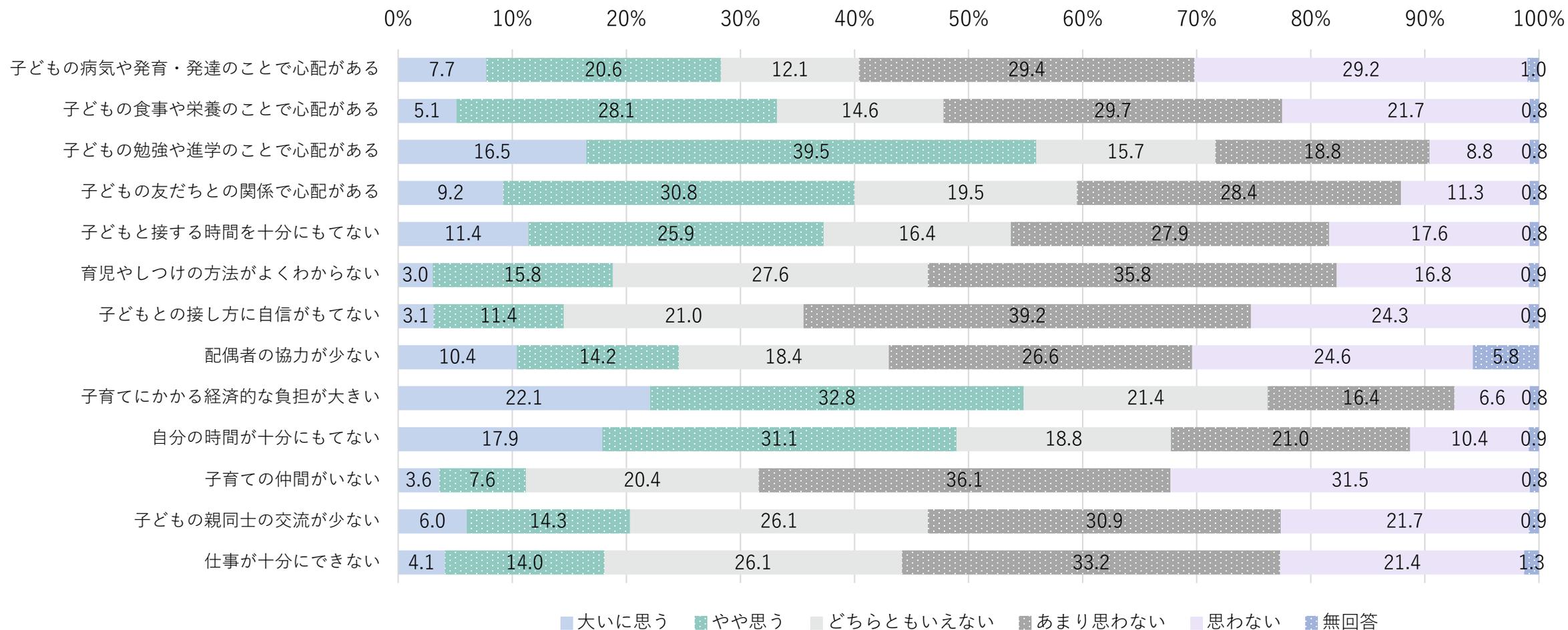
Q. あなたは子育てをどのように感じていますか。



子育ての感じ方は、「どちらかというと、喜びや楽しみが大きい」(47.7%)が最も多く、次いで「喜びや楽しみが大きい」(34.6%)となっております。

<子ども・子育てニーズ調査より>

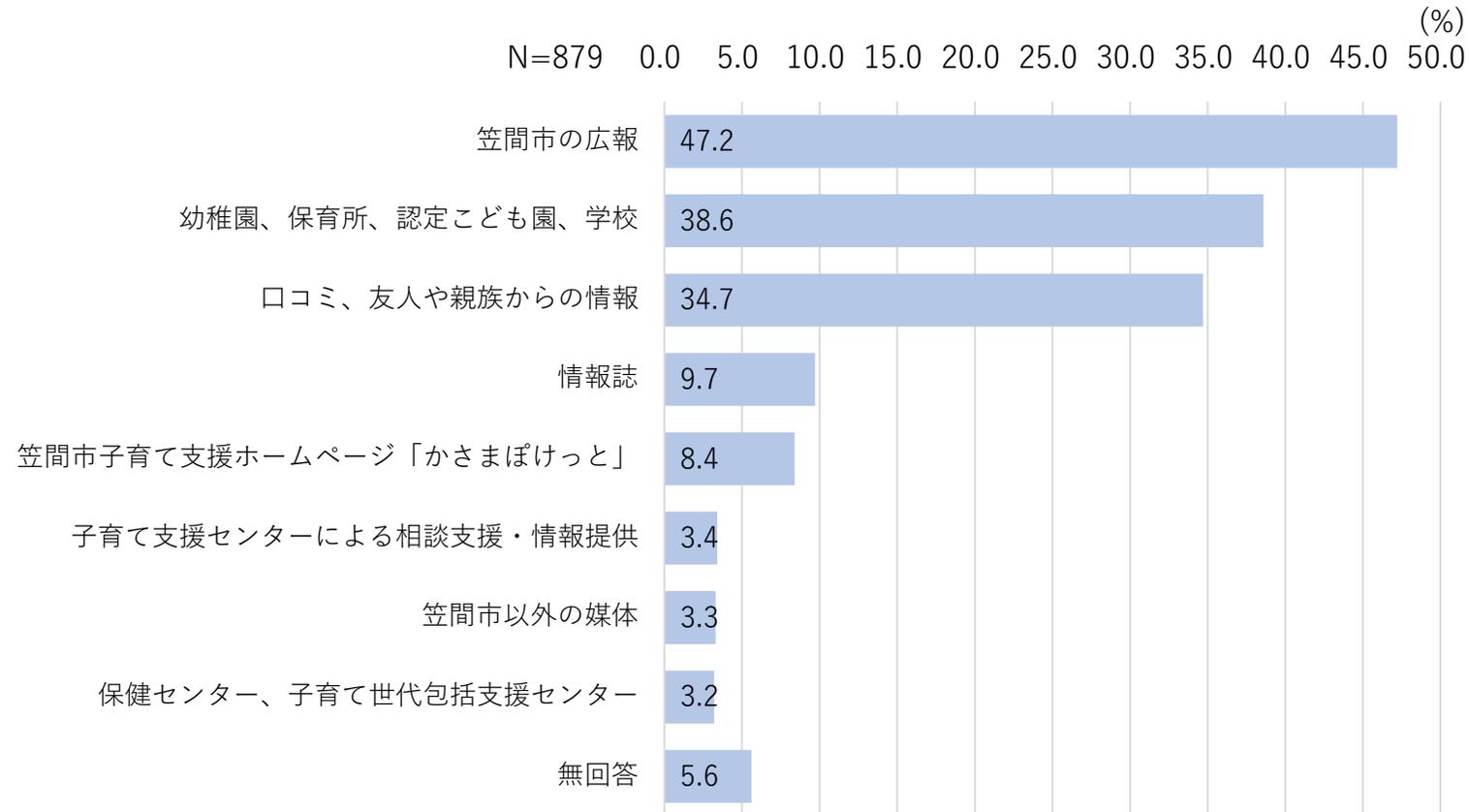
Q. 子育てに関して、悩みや気にかかることはありますか。



子育てに関して、悩みや気にかかることは、「大いにある」では、「子育てにかかる経済的な負担が大きい」(22.1%)が最も多く、次いで「自分の時間が十分にもてない」(17.9%)、「子どもの勉強や進学のことでの心配がある」(16.5%)となっております。

<子ども・子育てニーズ調査より>

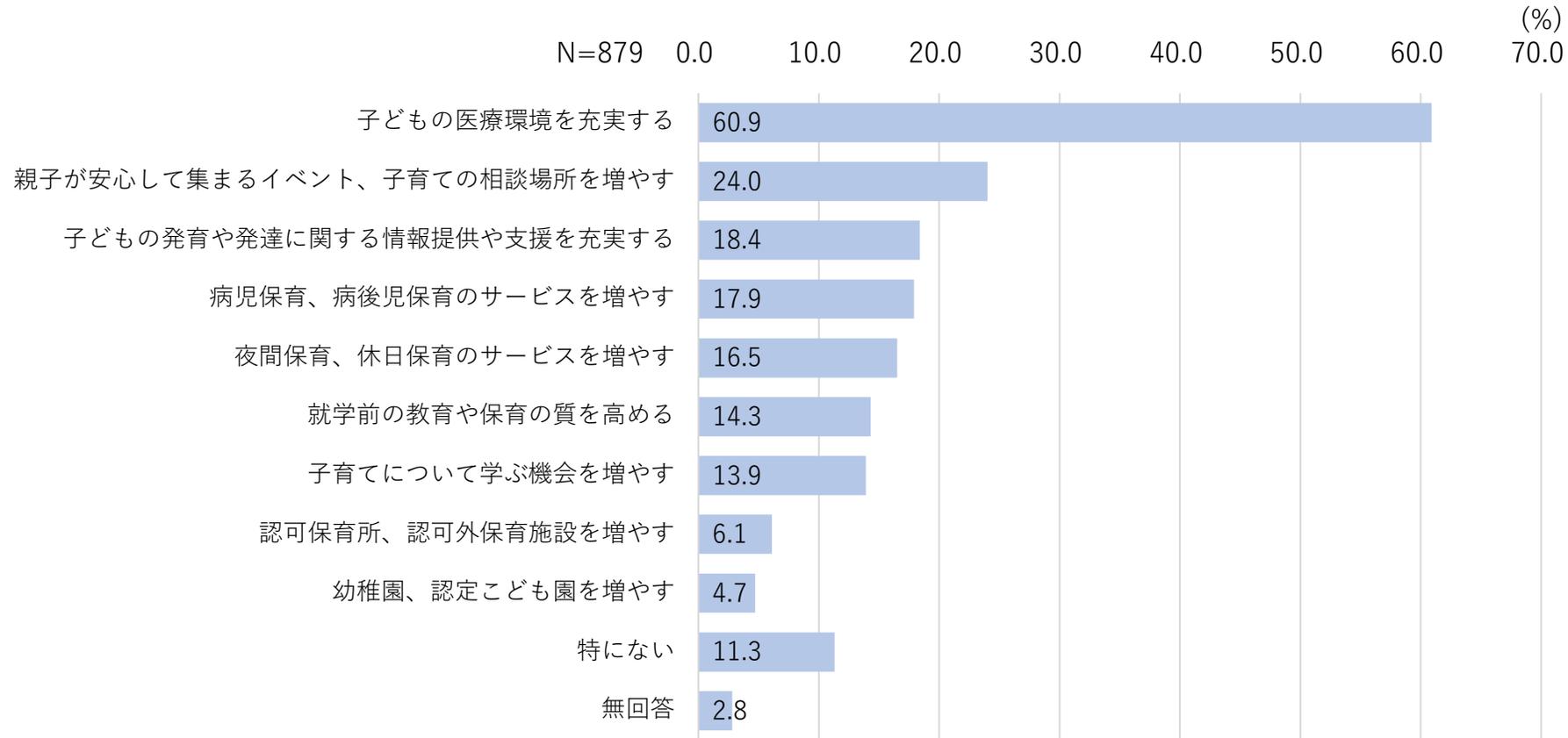
Q. あなたは、笠間市の子育て支援に関する情報をどこから入手していますか。



笠間市の子育て支援に関する情報の入手方法は、「笠間市の広報」(47.2%)が最も多く、次いで「幼稚園、保育所、認定こども園、学校」(38.6%)、「口コミ、友人や親族からの情報」(34.7%)となっております。

<子ども・子育てニーズ調査より>

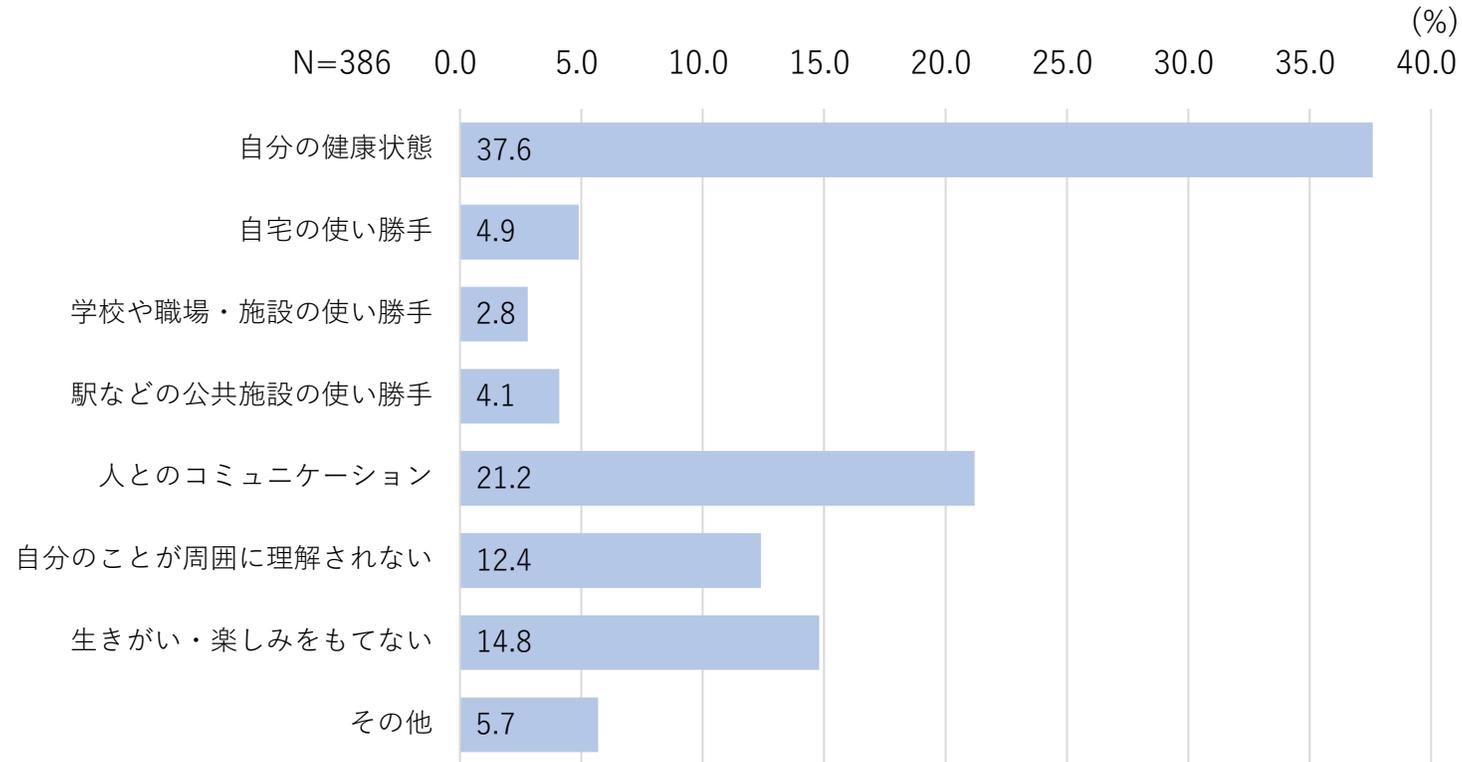
Q. 笠間市の子育て支援について特に期待することはありますか。



笠間市の子育て支援について特に期待することは、「子どもの医療環境を充実する」(60.9%)が最も多く、次いで「親子が安心して集まるイベント、子育ての相談場所を増やす」(24.0%)、「子どもの発育や発達に関する情報提供や支援を充実する」(18.4%)となっております。

<障がい者福祉に関するアンケート調査より>

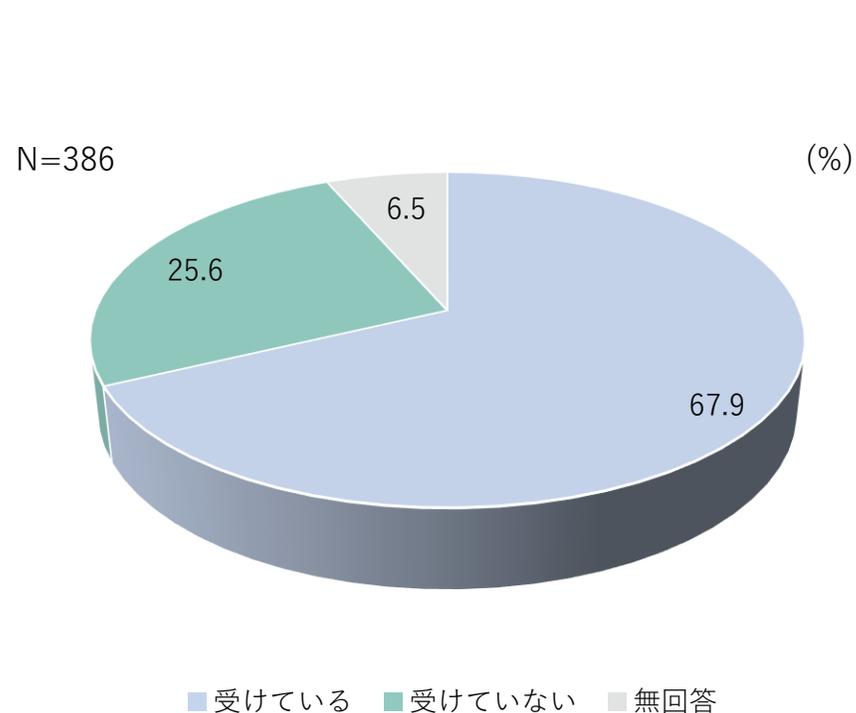
Q. 日常生活で不満に感じることは何ですか。



日常生活での不満については、「自分の健康状態」が37.6%と最も高く、次いで「人とのコミュニケーション」が21.2%、「生きがい・楽しみをもてない」が14.8%となっております。

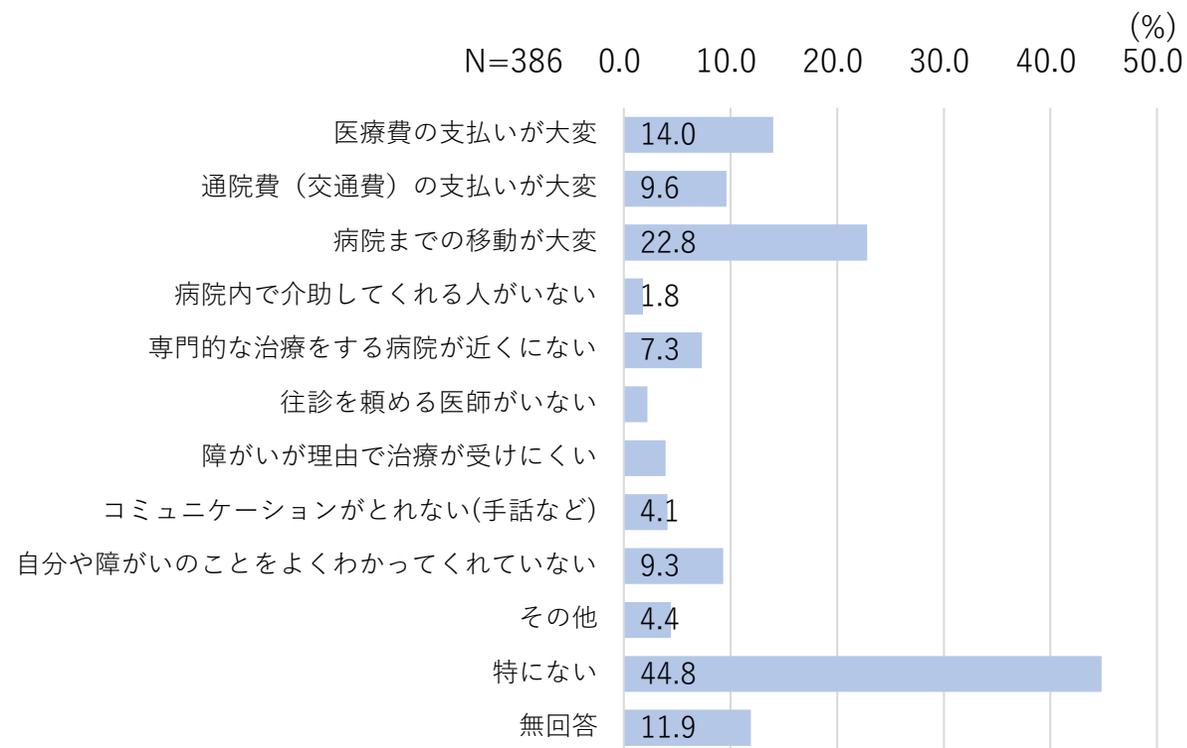
<障がい者福祉に関するアンケート調査より>

Q. あなたは現在、医療を受けていますか。



現在、医療を受けているかについては、「受けている」が67.9%、「受けていない」が25.6%となっております。

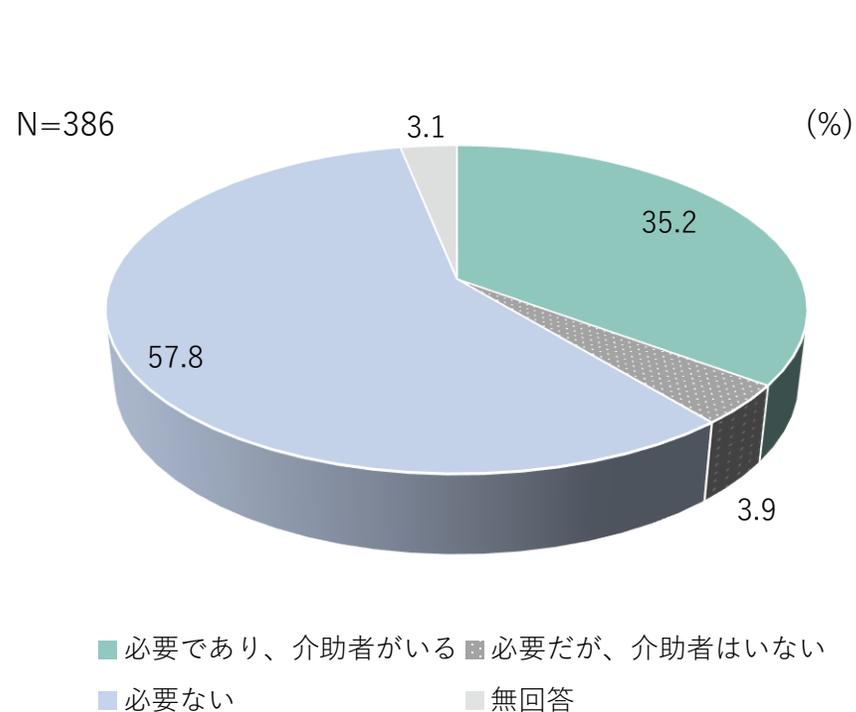
Q. 医療を受けるうえで困ることはありますか。



医療を受けるうえで困ることについては、「病院までの移動が大変」が22.8%と最も高く、次いで「医療費の支払いが大変」が14.0%、「通院費（交通費）の支払いが大変」が9.6%、「自分や障がいのことをよくわかってもらえない」が9.3%となっております。

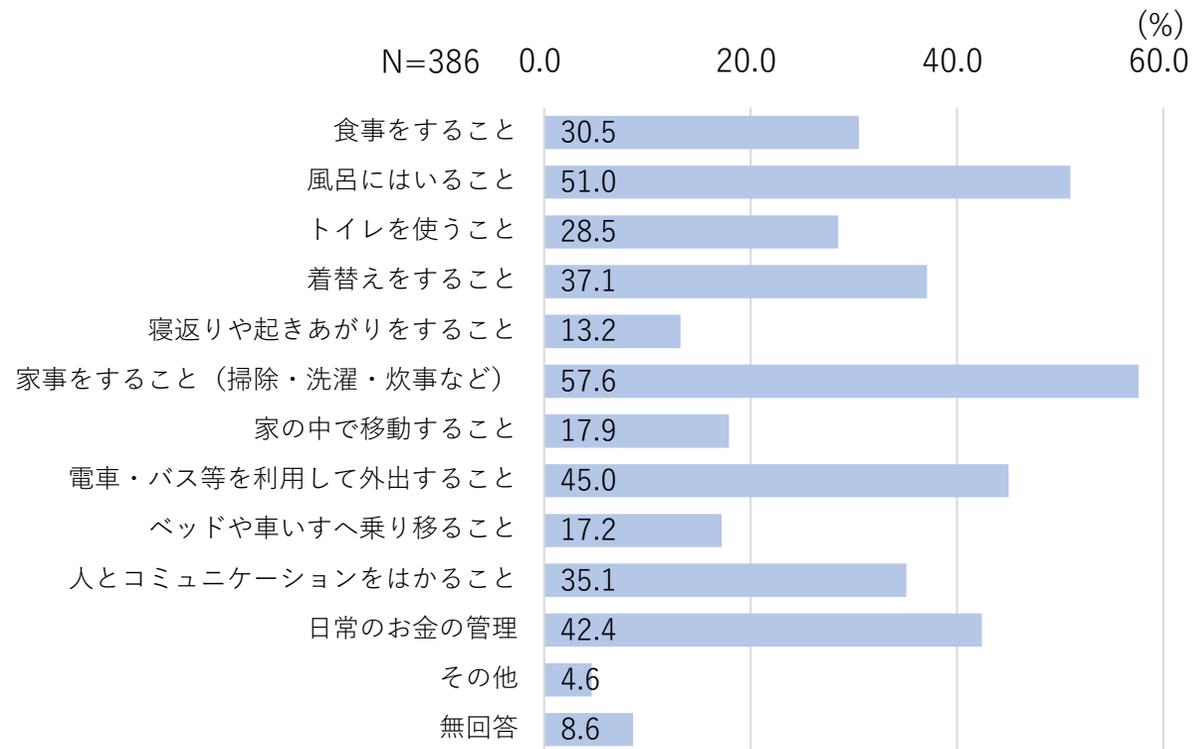
<障がい者福祉に関するアンケート調査より>

Q. 日常生活において、あなたは介助者が必要ですか。



日常生活の介助者については、「必要ない」が57.8%と最も高く、次いで「必要であり、介助者がいる」が35.2%、「必要だが、介助者はいない」が3.9%となっております。

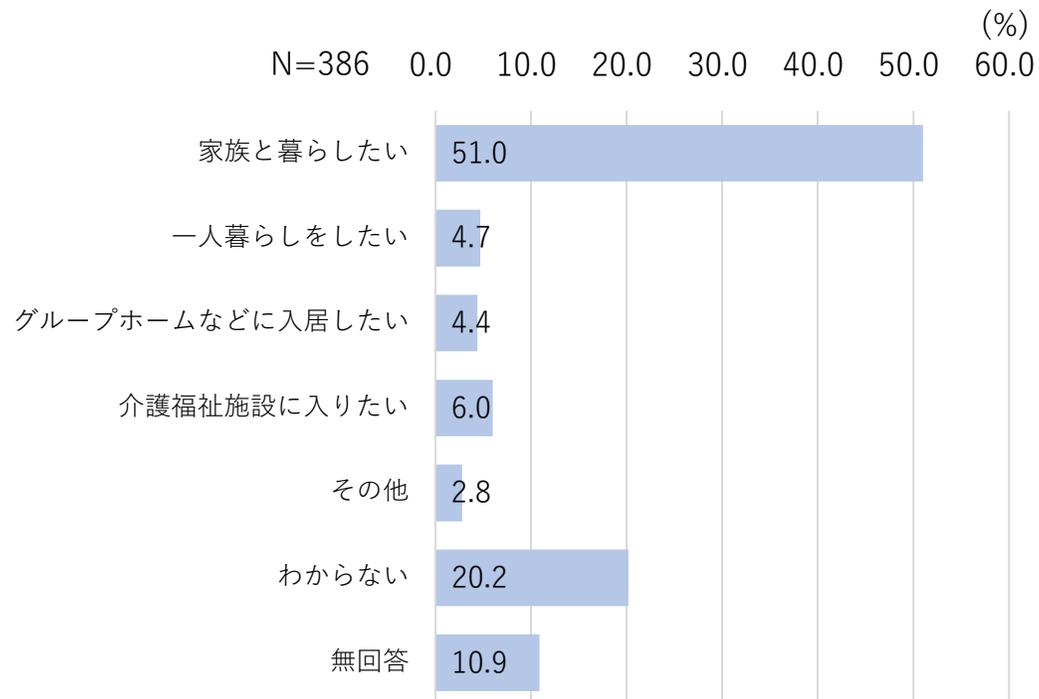
Q. 介助が必要なことは次のどれにあたりますか。
(左の問いで介助者が必要と回答した方への質問)



介助が必要なことについては、「家事をする」が57.6%と最も高く、次いで「風呂にはいる」が51.0%、「電車・バス等を利用して外出する」が45.0%となっております。

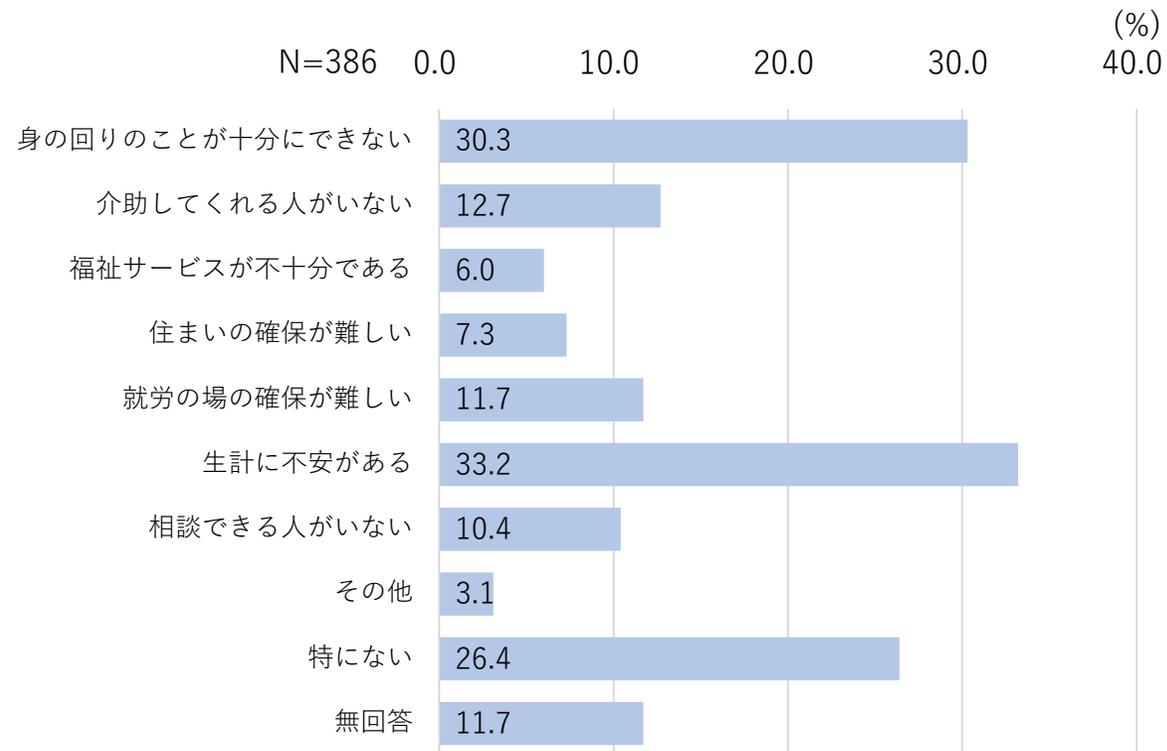
<障がい者福祉に関するアンケート調査より>

Q. あなたは、将来どのように暮らしたいと思いますか。



将来の暮らし方については、「家族と暮らしたい」が51.0%と最も高く、次いで「介護福祉施設に入りたい」が6.0%、「一人暮らしをしたい」が4.7%となっております。

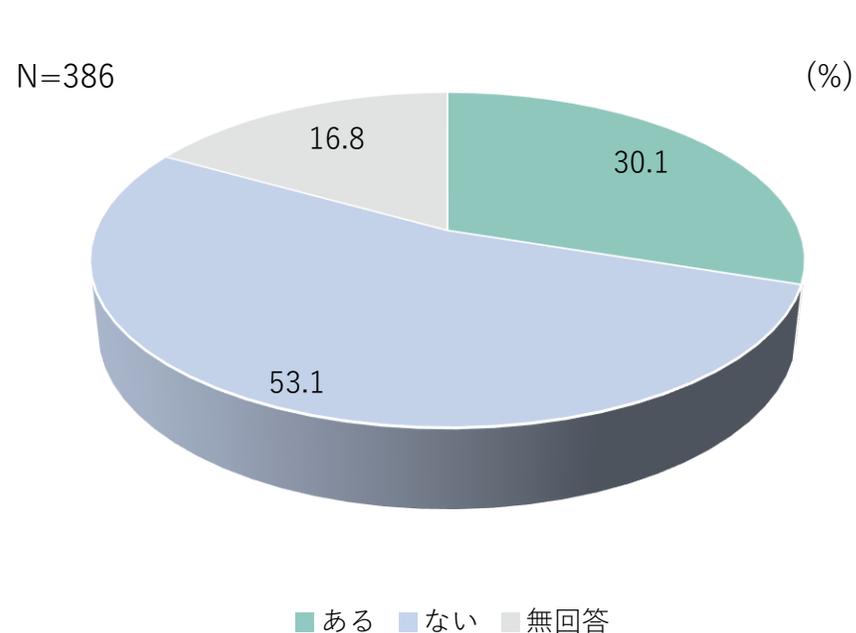
Q. あなたが将来にわたって地域で暮らし続けるためには、どのようなことが課題になると思いますか。



地域で暮らし続けるための課題については、「生計に不安がある」が33.2%と最も高く、次いで「身の回りのことが十分にできない」が30.3%、「介助してくれる人がいない」が12.7%となっております。

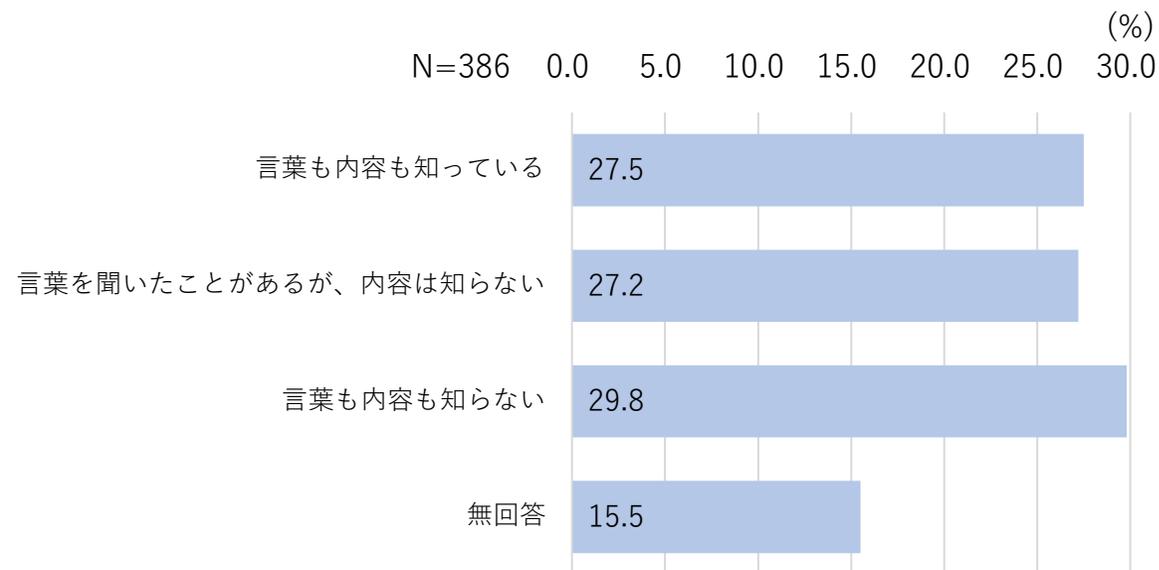
<障がい者福祉に関するアンケート調査より>

Q. 障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがありますか。



障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことは、「ない」が53.1%、「ある」が30.1%となっております。

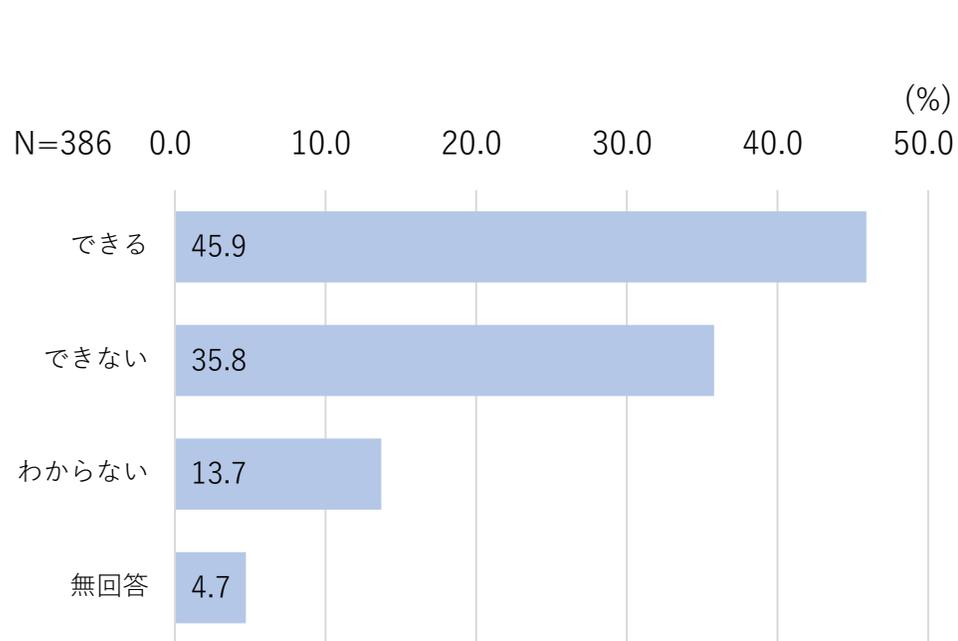
Q. 「成年後見制度」についてご存じですか。



「成年後見制度」については、「言葉も内容も知らない」が29.8%、「言葉も内容も知っている」が27.5%、「言葉を聞いたことがあるが、内容は知らない」が27.2%となっております。

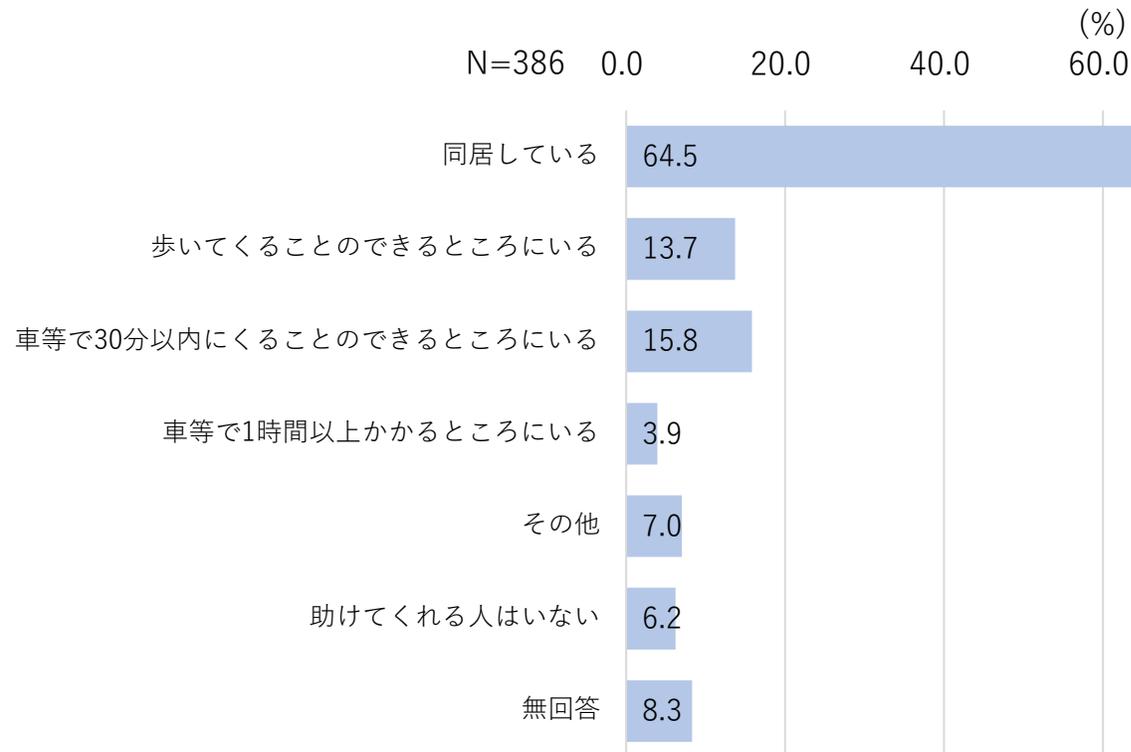
<障がい者福祉に関するアンケート調査より>

Q. あなたは、災害時に一人で避難できますか。



災害時に一人で避難できるかについては、「できる」が45.9%、「できない」が35.8%、「わからない」が13.7%となっております。

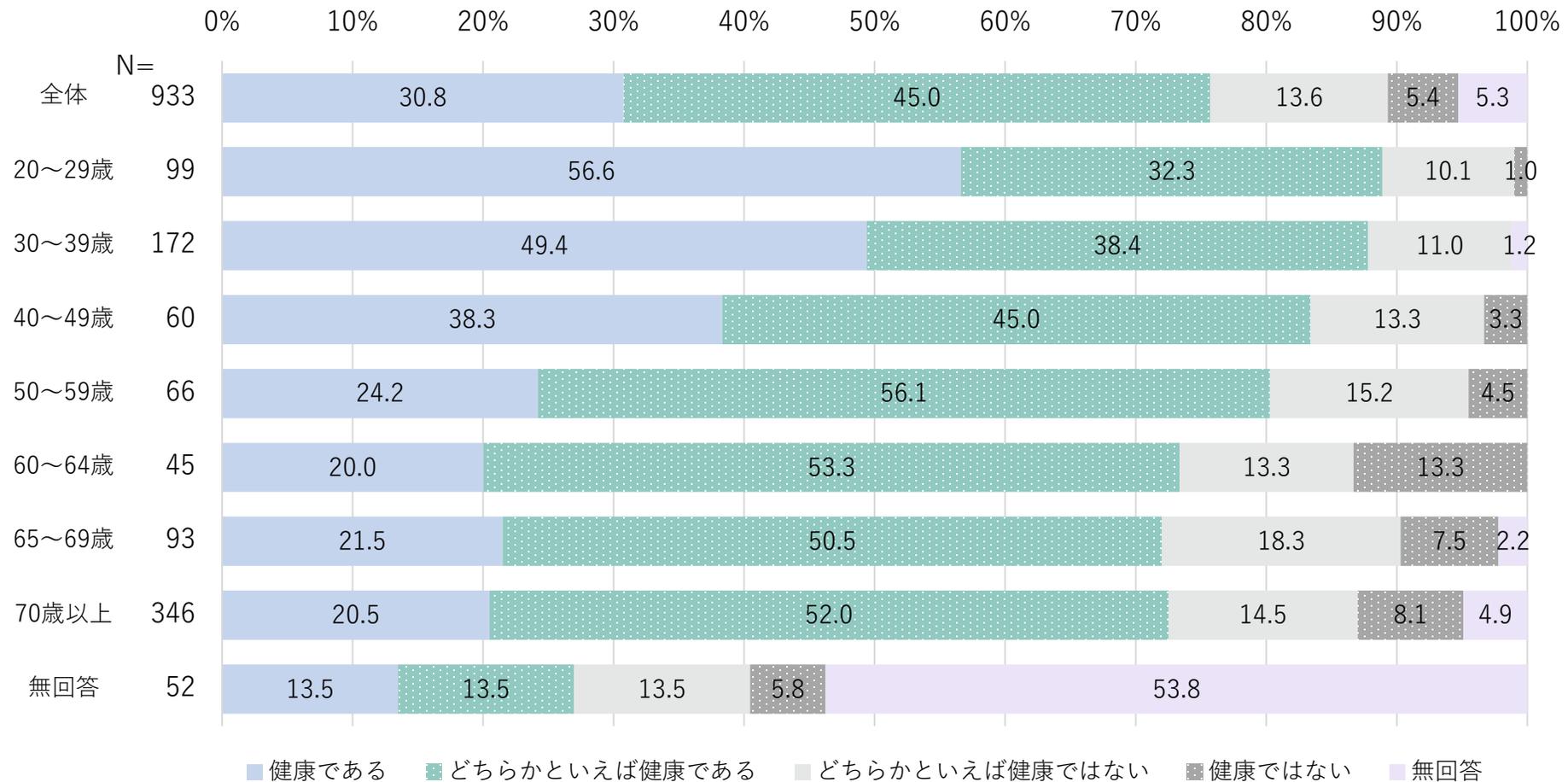
Q. 緊急に避難が必要なとき、あなたを助けてくれる人は近くにいますか。



緊急時に助けてくれる人が近くにいるかについては、「同居している」が64.5%で最も高く、次いで「車等で30分以内に来ることのできる場所にいる」が15.8%、「歩いてくることのできる場所にいる」が13.7%となっております。

<健康づくりアンケートより>

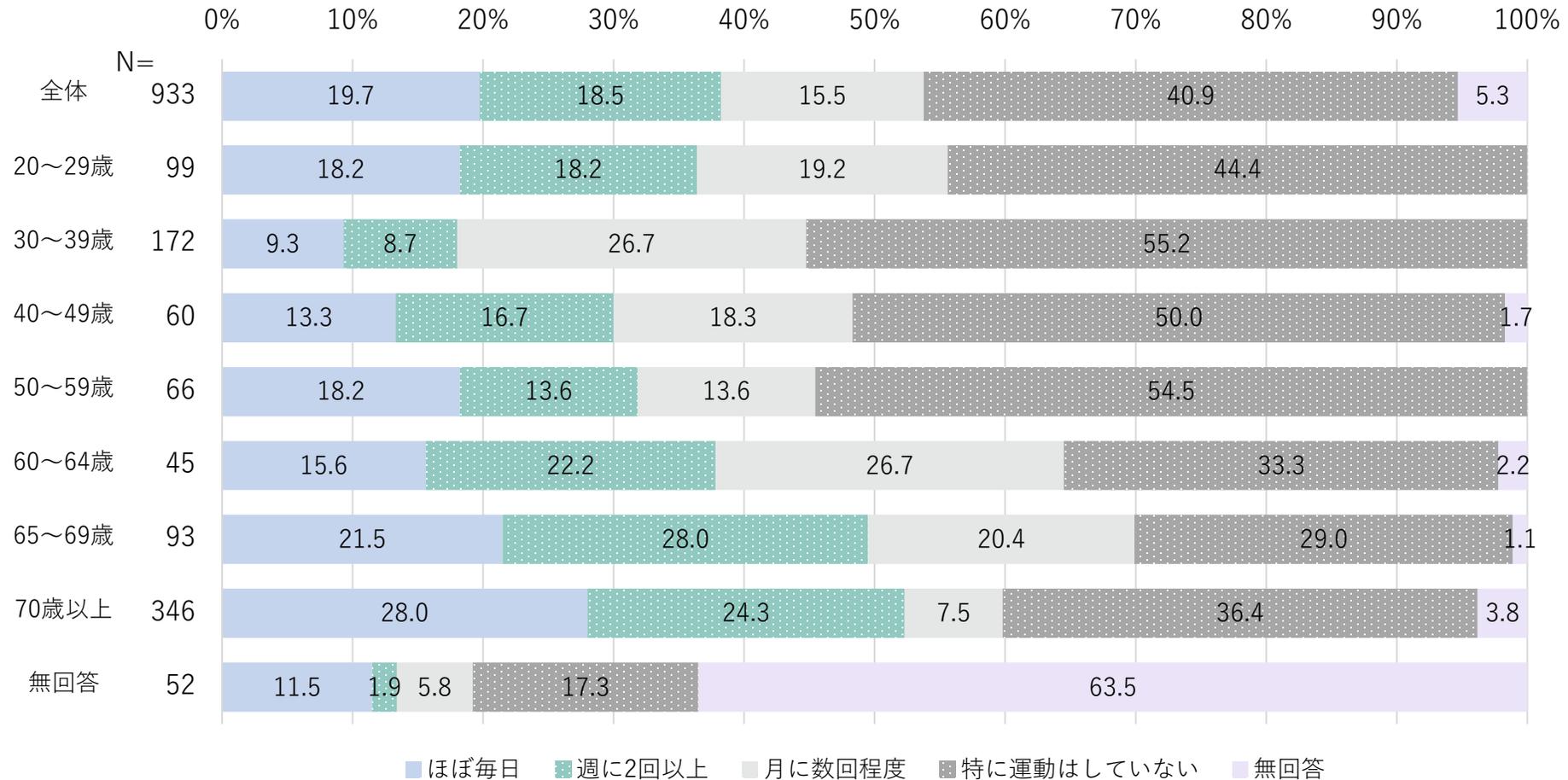
Q. 現在、あなたのご自分の健康についてどのように思いますか。



自分の健康の評価について、「どちらかといえば健康である」が45.0%と最も高く、「健康である」(30.8%)と合わせた《健康である》は75.8%となっております。一方、「どちらかといえば健康ではない」(13.6%)と「健康ではない」(5.4%)を合わせた《健康ではない》は19.0%となっております。

<健康づくりアンケートより>

Q. 定期的な運動(1回30分以上)の習慣がありますか。



定期的な運動の習慣について、「特に運動はしていない」が40.9%と最も高く、「ほぼ毎日」(19.7%)、「週に2回以上」(18.5%)、「月に数回程度」(15.5%)と続いております。

年代別では、「特に運動はしていない」は30代から50代の各年代で50%を超えて高くなっております。

6.用語解説

ダブルケア	P2	介護と子育て等複数のケアを同時に行うことです。
8050問題	P2	80代の親が自宅にひきこもる50代の子どもの生活を支え、経済的にも精神的にも行き詰まってしまう状態のことです。
ヤングケアラー	P2	本来大人が担うとされている家事や家族の世話等を日常的に行っている18歳未満の子どものことです。
SNS	P10	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、人と交流を図るためのインターネット上のサービスです。
フードパントリー	P27	フードバンク等で集まった食品や企業から寄付された食品・日用品等を配付します。「食品ロス削減」に寄与すると同時に地域で課題を抱えた家庭と「直接つながるきっかけ」となる活動です。
フードバンク	P28	賞味期限が近いことやパッケージ不良や形状が規格外である等の理由で、品質には問題がないのに売り物にならなかった食品の寄付を受け、経済的に困窮している方に配付していく活動です。
クイック会議	P29	関係機関が対象者の状態や経過、意向を踏まえて、どのようなサービスが必要か検討し、今後の方針や役割分担等を決める会議です。
ケアマネジャー	P32	介護が必要な方に効果的なサービスが提供できるよう、介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、事業者や関係機関との調整を行う専門職です。
ホームヘルパー	P32	要介護者、障がい者、難病患者等の自宅を訪問し、日常生活の援助や身体介護のサービスを提供する専門職です。
寄付つき商品	P34	「寄付つき商品」は、自社製品（商品）を指定して、その売り上げの一部を募金としていただくものです。「商品が一つ売れるごとに〇〇円を寄付」など、本業を生かして社会貢献ができる活動です。
いばらき型災害ボランティアセンター運営支援システム（アイボス）	P37	災害ボランティアセンター業務（ボランティアの事前受付、当日受付、活動報告、被災者のニーズ管理）をデジタル化することにより、円滑かつ効率的に運営ができるよう、県・県社協・民間企業の協力のもと開発されたシステムです。
災害ボランティアセンターボランティア受入れに関する業務	P38	被災者のニーズ（泥の撤去、家具の運び出し、室内外の清掃等）を把握し、それに必要なボランティアを受入れ、人員を調整し円滑な活動ができるよう支援します。
県内社協職員災害初動機対応チーム	P38	災害発生時に、被災地となる市町村社協への組織的な応援と災害ボランティアセンター開設等に係る助言や支援にあたるため、災害ボランティアセンター設置・運営の経験があり、特定の研修を受講した県内社協職員で構成されたチームです。

第4次笠間市地域福祉活動計画 (令和6年度～令和9年度)

令和6年3月

社会福祉法人 笠間市社会福祉協議会
〒309-1704 笠間市美原3-2-11

TEL 0296-77-0730
FAX 0296-78-3933
URL <https://www.kasama-syakyo.jp/>
E-mail info@kasama-syakyo.jp

